

第2期
八街市子ども・子育て支援事業計画
[令和2年度～令和6年度]

令和2年3月

八街市

ごあいさつ



本市を取り巻く近年の環境は、全国的な人口減少・少子高齢化の問題、高度情報化・国際化の進展、そして令和元年房総半島台風、東日本台風などに代表される大規模自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の世界的規模の発生などかつて例を見ないほど大きく変動しています。

このような社会情勢のなか、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもと子育てを取り巻く環境も大きく変化し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援していくことが必要となっています。

本市では、第1期計画の改定時期を迎え、これまでの取組みの成果や課題等を整理し、更なる子育て支援の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「第2期八街市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、「子どもがいつも輝いて明るく健やかに育つまち」という基本理念のもと「子ども自身の育ちを支えるまち」「子育て家庭と親の育ちを支えるまち」「子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支えるまち」という基本理念の実現に向けた3つの基本方針を継承し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し子育て環境の充実に取り組んでまいります。

子どもたちは、大人やまちに素晴らしい夢や希望を与えてくれます。八街市の未来を託す子どもたちに最善の育ちの場となるまちづくりを進めるために、全庁的な取組みとあわせ、市民の皆さまと一体となり子育て支援施策の推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、子育てに関するニーズ調査やパブリックコメント等にご協力いただきました市民の皆さまをはじめ、ご審議いただきました八街市子ども・子育て会議、関係各方面の方々に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

八街市長 北村 新司

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の背景と目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の期間	2
第4節 子ども・子育て支援制度の概要	2
第5節 計画策定体制	4
第2章 八街市の現状	5
第1節 子育て家庭を取り巻く環境	5
第2節 住民ニーズ調査からみた八街市の子育て環境について	10
第3節 保育施設・幼稚園・認定こども園等の状況	21
第3章 計画の基本的な考え方	23
第1節 基本理念	23
第2節 基本方針と体系	24
第4章 施策の展開	27
第1節 量の見込みの算出	27
第2節 教育・保育提供区域の設定	33
第3節 教育・保育の量の見込みと確保方策	34
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	39
第5節 学童期における子どもの放課後の居場所づくり	47
基本方針1 子ども自身の育ちを支えるまち	51
1. 質の高い教育・保育の総合的な提供	51
2. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	53
基本方針2 子育て家庭と親の育ちを支えるまち	56
1. 子育ての支援	56
2. 母子保健の充実	61
基本方針3 子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支えるまち	64
1. 要保護児童へのきめ細かな取組みの推進	64
2. 子育てと仕事の両立のための支援	68
第5章 計画の推進体制	69
第1節 計画の推進体制	69
資料編	70
第1節 八街市子ども・子育て会議設置条例	70
第2節 第2期八街市子ども・子育て支援事業計画策定の経過	72
第3節 子ども・子育て会議委員名簿	73

第1章 計画の概要

第1節 計画の背景と目的

本市では、平成27年に新たに「子ども・子育て支援新制度」が施行するにあたり、「八街市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」（以下、「第1期計画」）を策定し、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んできました。

また、「八街市総合計画」（基本構想：平成27年度～令和6年度）においては、『ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた』をめざすべき将来都市像に掲げ、子育て関連が対象となる分野「三の街」では、「笑顔あふれる子育てへの支援」のもと、安心して子どもを産み、育てることができるよう子育てのしやすいまちづくりを進めています。

本計画は、第1期計画の改定時期を迎え、計画策定後の法制度の改正や国の方向性のほか、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するために策定するものです。第1期計画期間中の取組みの進捗状況や課題を整理し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容及びその時期などを定めて、子育て支援事業に対するニーズに対応することを目的に策定します。

第2節 計画の位置付け

1 計画の位置付け

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みの構築を目指すものです。

策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針を踏まえると同時に、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づき市町村が策定することができる「次世代育成支援行動計画」としても位置づけられ、子ども・子育て支援に関するさまざまな施策の体系化を進めます。

2 他の計画との関係

本計画は「八街市総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、八街市における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、教育・健康・福祉分野の各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。

第3節 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



第4節 子ども・子育て支援制度の概要

1 子ども・子育て支援制度の全体像

「子ども・子育て支援制度」は大きく「子ども・子育て支援給付事業」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれますが、主なポイントは「保育の量的拡大・確保」「認定こども園の普及」「地域子ども・子育て支援の強化」です。

①子ども・子育て支援給付事業

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

●施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

ア. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

イ. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

●地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4種類から構成されます。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で交付金の対象となる事業が 13 事業定められています。

子どものための教育・保育給付	
認定こども園 幼稚園 認可保育所 =施設型給付の対象	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育 =地域型保育給付の対象
地域子ども・子育て支援事業	
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業) ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業	⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て 援助活動支援事業) ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病後児保育事業(病児保育事業) ⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

2 保育認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ又はこども園の学校教育のみの就学前の子ども(保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども又はこども園を利用する保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

第5節 計画策定体制

1 八街市子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法において市町村に設置することが努力義務化されている「審議会その他の合議制の機関」として「八街市子ども・子育て会議」を設置しました。

2 住民ニーズ調査

計画の策定に先立ち、就学前児童及び小学生の保護者を対象に、子育ての実態や教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、令和元年8月に郵送による住民ニーズ調査を行いました。

調査名	対象者	有効回収数 (有効回収率)
就学前児童調査	就学前児童の保護者 1,000人	460 (46.0%)
就学児童調査	小学生児童の保護者 1,000人	397 (39.7%)

3 パブリックコメント

計画素案に対して、住民の皆さまから幅広く意見をいただくために、令和2年2月3日から令和2年3月4日までパブリックコメントを実施しました。

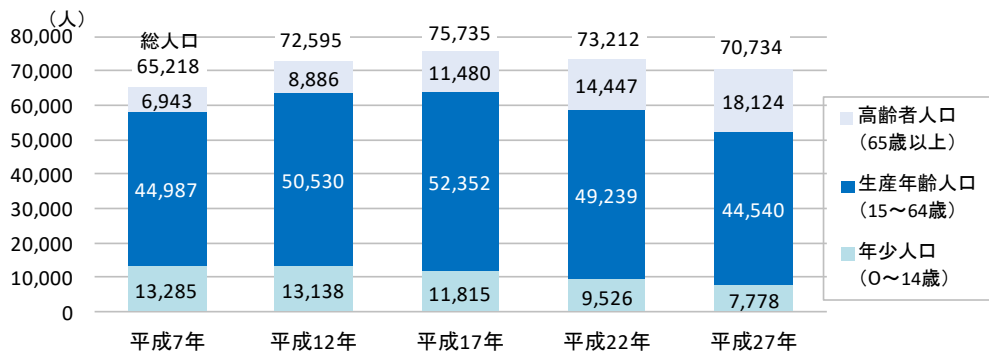
第2章 八街市の現状

第1節 子育て家庭を取り巻く環境

1 人口の推移と少子化の動向

ア. 総人口と年齢3区分別人口の推移

総人口は一貫して増加を続けてきましたが、平成17年の75,735人をピークに減少に転じ、平成27年は、70,734人となっています。年齢3区分でみると生産年齢人口（15～64歳）は、総人口と同じく平成17年がピークなのに対し、年少人口（0～14歳）は平成7年以降一貫して減少が続いているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加が続いています。



注：人口総数には年齢不詳を含む

(資料)国勢調査

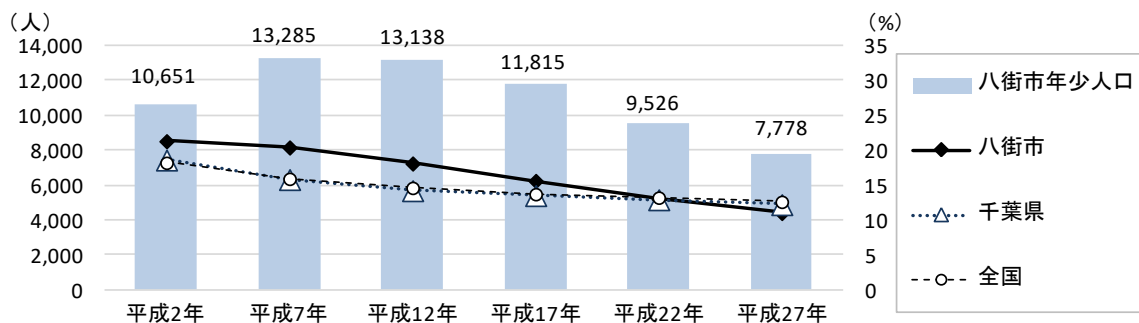
単位:%

年	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
平成7年	20.4	69.0	10.6
平成12年	18.1	69.6	12.2
平成17年	15.6	69.1	15.2
平成22年	13.0	67.3	19.7
平成27年	11.0	63.0	25.6

(資料)国勢調査

イ. 年少人口の推移

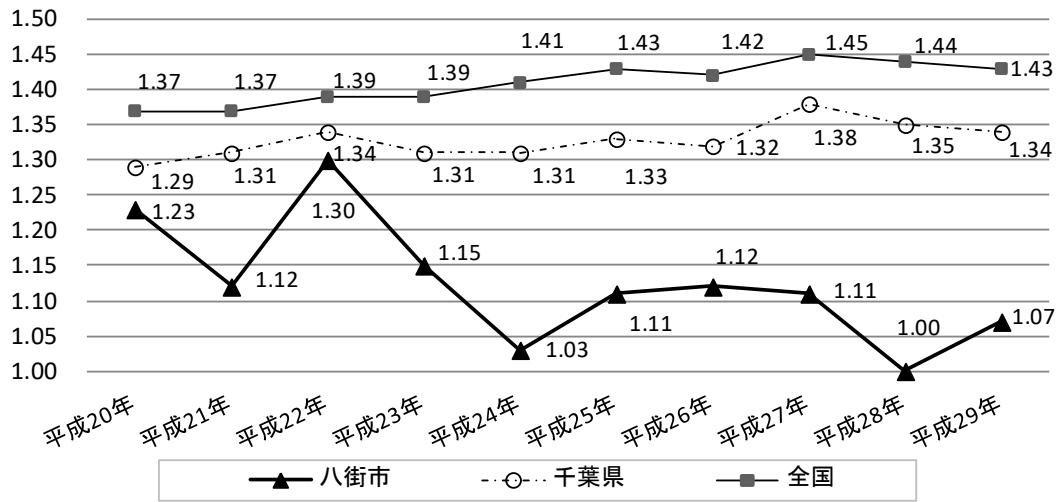
年少人口は、平成7年の13,285人をピークに減少が続いており、平成27年には7,778人となっています。構成比は、継続して減少傾向にあります。平成17年までは、県及び全国と比較すると本市はやや上回って推移してきました。平成27年には本市が11.0%、県が12.2%、全国が12.6%と年少人口は、全国や県よりも低い構成比となっています。



(資料)国勢調査

ウ. 合計特殊出生率

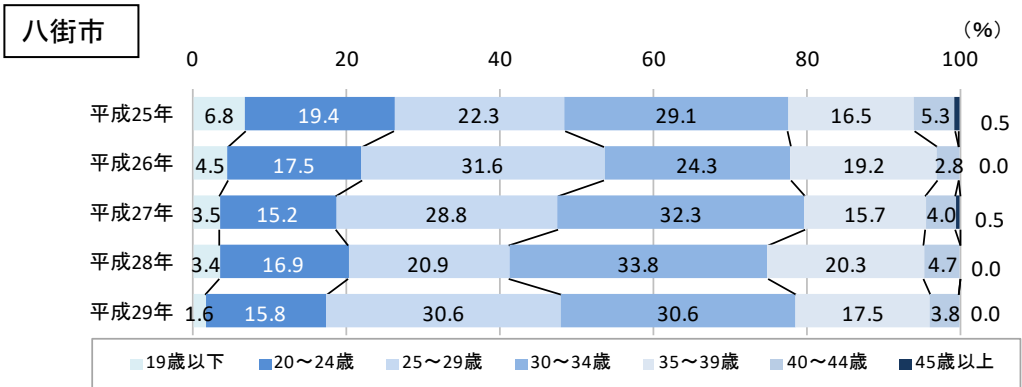
本市の合計特殊出生率（女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数）は、県及び全国を下回って推移しています。



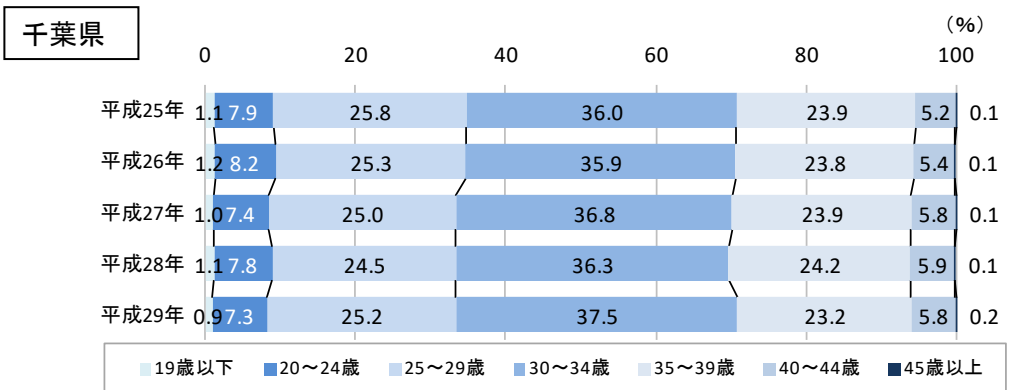
(資料)千葉県衛生統計年報

エ. 母の年齢別出生割合

母の年齢別出生割合については、本市では30～34歳が最も多く、30%台前半であることに対し、県は30%後半となっています。また、20～24歳も県が1割以下なのに対し、本市は1割を超えるなど、本市は比較的若い世代の母親が多いことがわかります。



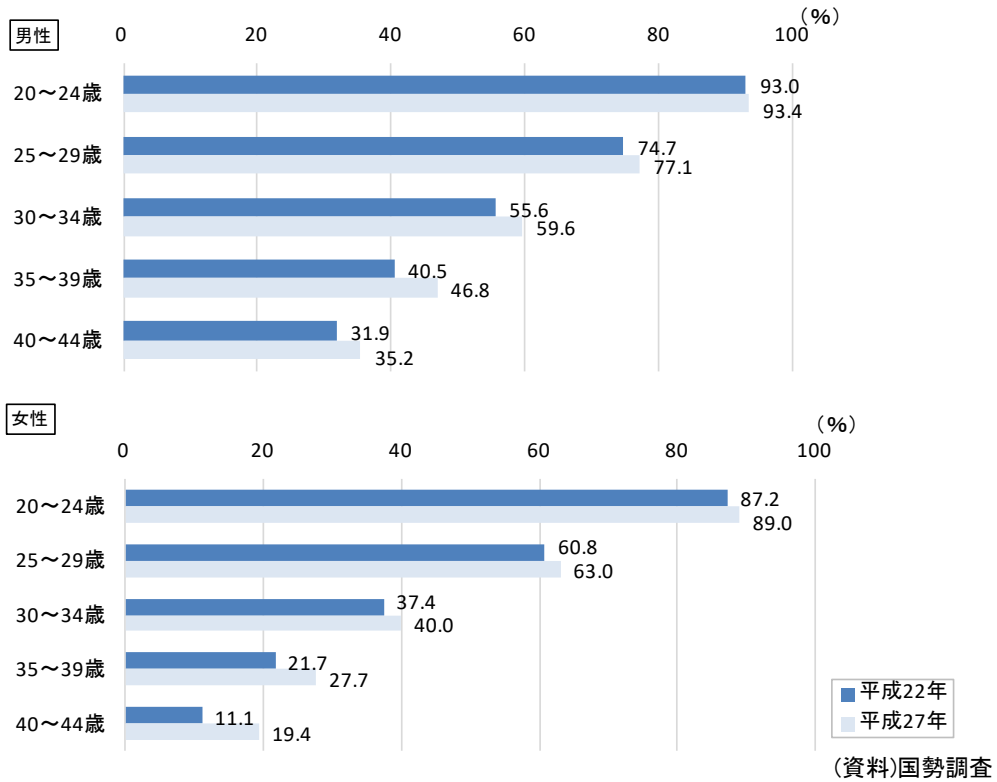
(資料)千葉県衛生統計年報



(資料)千葉県衛生統計年報

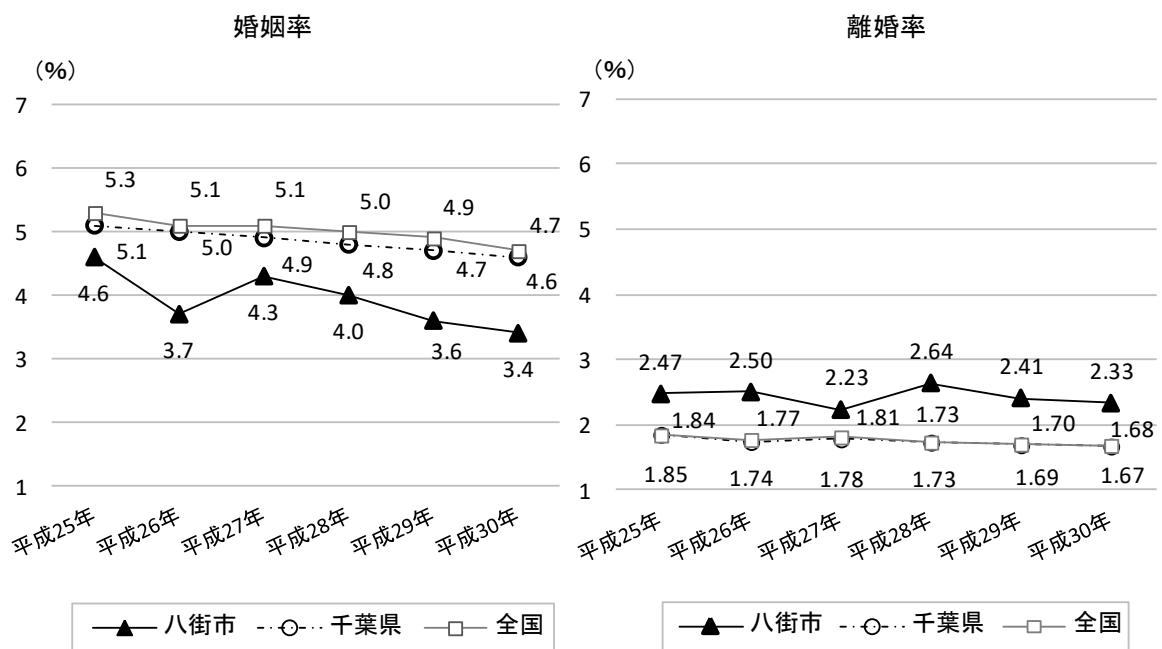
オ. 未婚率

未婚率を平成 22 年と 27 年で比較すると男性、女性とも、いずれの年齢区分も平成 27 年が上回っています。特に 35 歳以上の未婚率が高まっており、男性、女性とも 6 ポイント近く増加しています。



カ. 婚姻率・離婚率

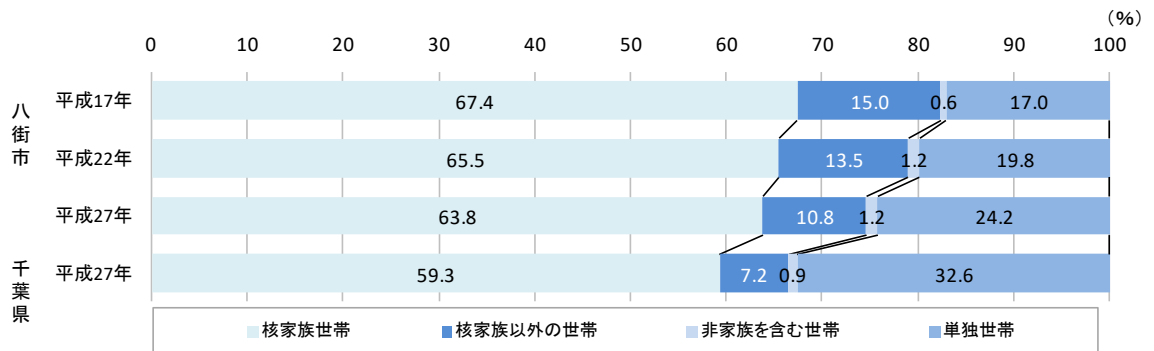
本市の婚姻率（人口千人あたり件数）は県及び国を下回って推移しているのに対し、離婚率（人口千人あたり件数）は県及び国を上回る推移となっています。



2 家族の形態と女性の就労

ア. 家族の形態

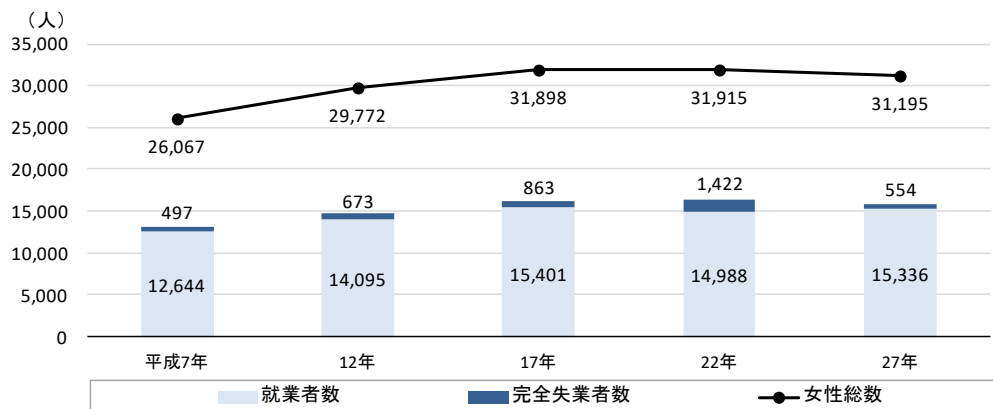
本市の家族形態は、平成27年核家族世帯が63.8%と県の59.3%を上回ります。単独世帯は、次第に増えつつありますが本市の24.2%に対し県は32.6%と県が大きく上回ります。



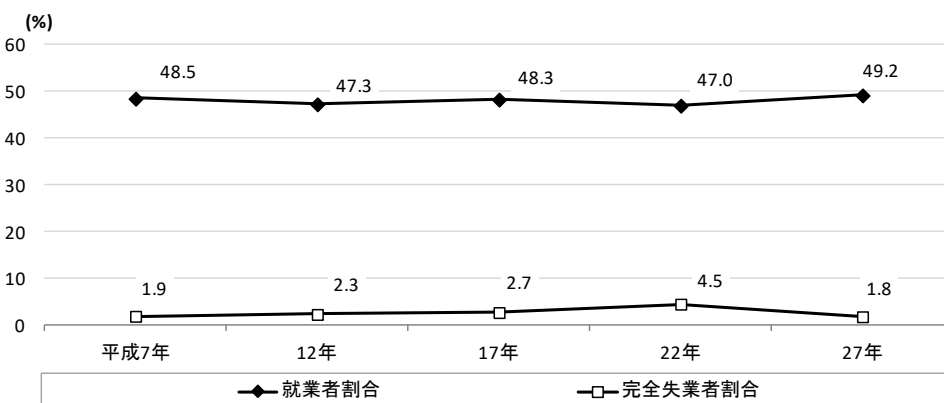
(資料)国勢調査

イ. 女性の就労状況

本市の女性総数人口の増加とともに、女性の就業者数は増加していますが、平成22年からは、女性総数が横ばいの中、就業者数は増加しています。女性人口に対する就業者の割合は近年47~48%でしたが、平成27年に49.2%と増加しています。逆に、平成27年は、女性の完全失業者割合が、1.8%と近年で最も小さくなっています。



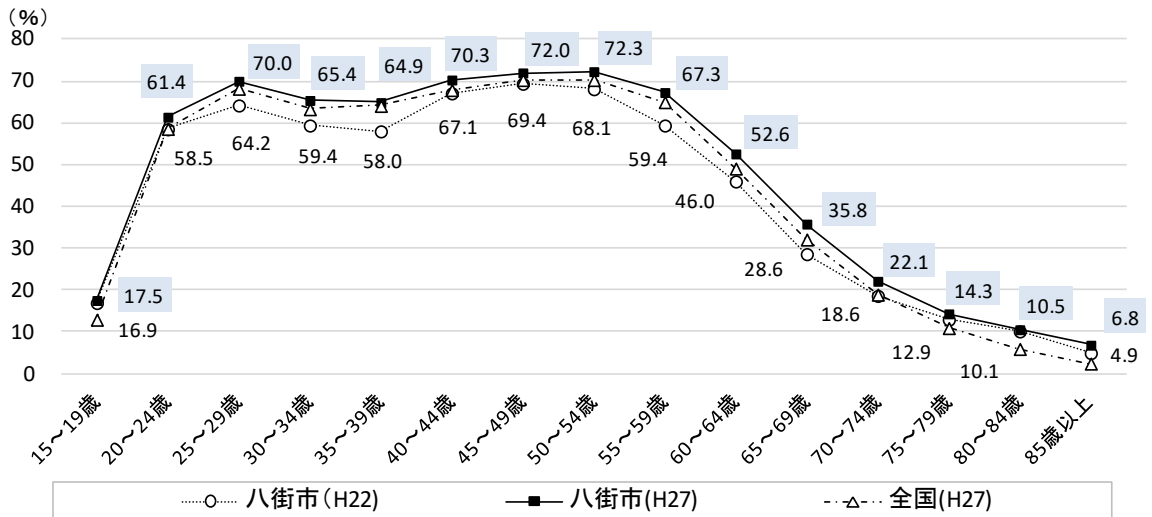
(資料)国勢調査



(資料)国勢調査

ウ. 女性の年齢別就労率

女性の年齢別就労率をみるとM字型曲線（30歳代前半で大きく落ち込み、再び増加するMの字に似た形になること）を描いていますが、平成22年と27年の30～34歳を比較すると59.4%から65.4%へと就労率の高まりがみられ、M字型曲線がややゆるやかになっていることがわかります。

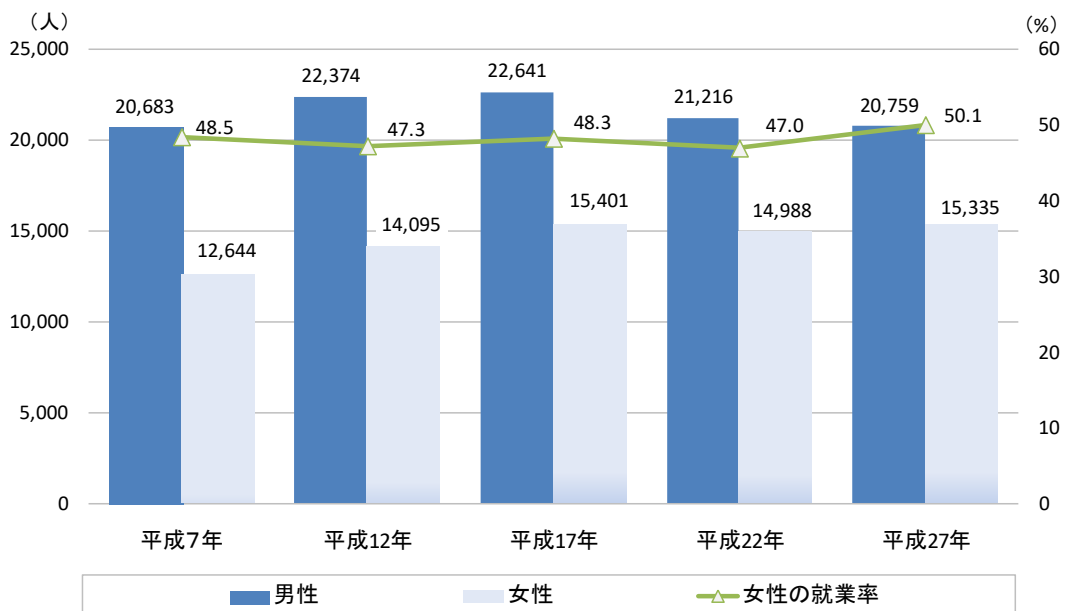


※八街市のみ数値記載。網掛けはH27。

(資料)国勢調査

エ. 就業者における女性の割合

就業者については、男性は平成17年から27年にかけて約1,900人減少しているのに対し、女性は同期間66人の減少にとどまっています。そのため就業者における女性の割合は平成22年に一旦減少しましたが、平成27年には50.1%と半数を超えています。



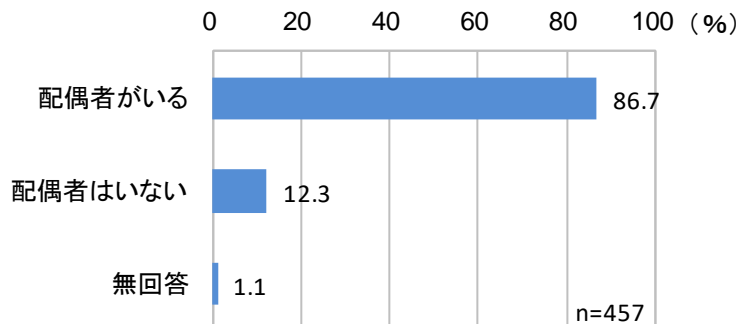
(資料)国勢調査

第2節 住民ニーズ調査からみた八街市の子育て環境について

1 就学前児童調査

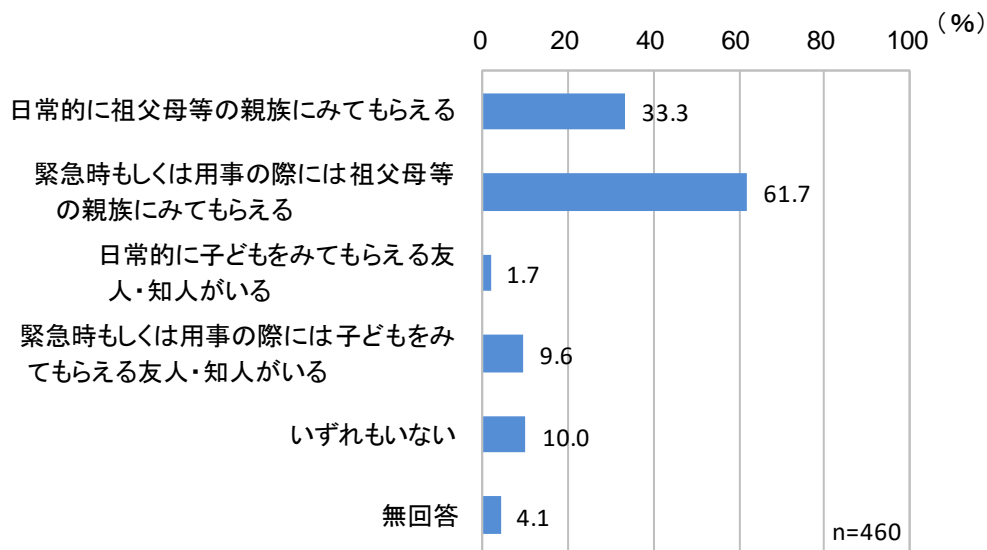
■配偶者の有無

「配偶者がいない」との回答が12.3%であり、平成25年度調査結果（以下、前回調査）から増加傾向にあります。



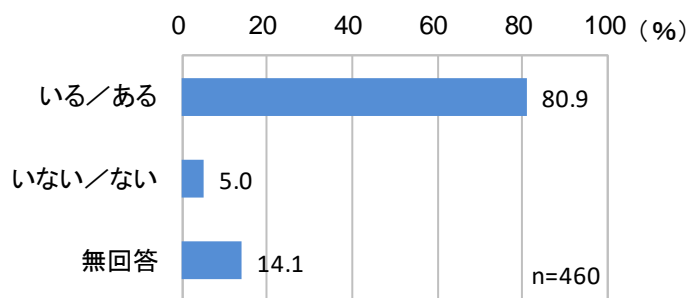
■日頃のサポートの状況〔複数回答〕

お子さんを見てもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(61.7%)が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(33.3%)となっています。逆に、見てもらえる人がいない「いずれもない」が10.0%となっています。



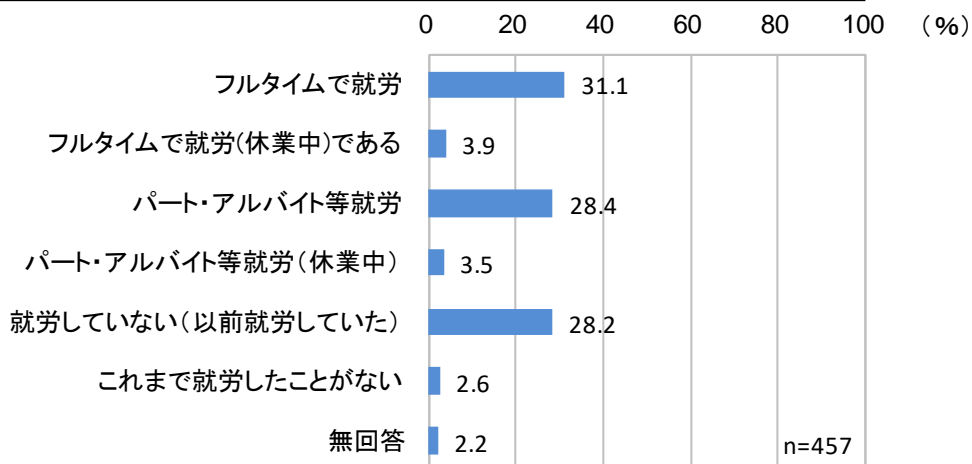
■相談先や相談場所

気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」人が80.9%である一方、「いない／ない」人が5.0%になっており、相談相手のいない人が、前回調査（4.2%）から増加傾向にあります。



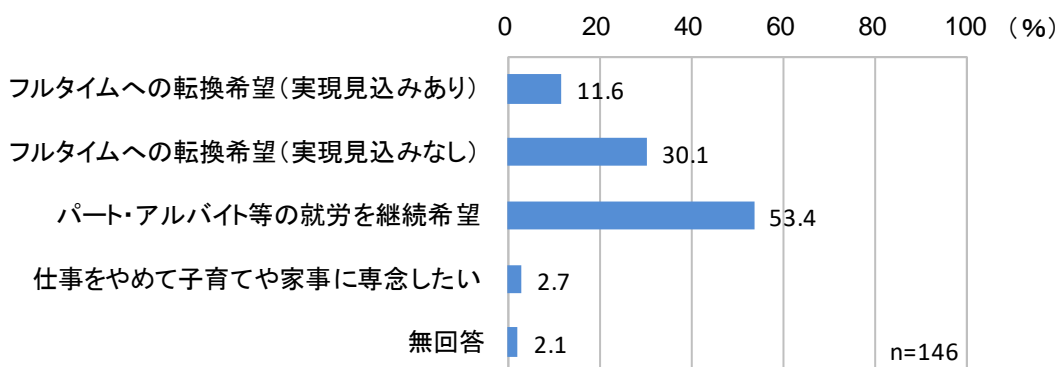
■母親の就労状況

「フルタイムで就労」(31.1%)が最も多く、次いで「パート・アルバイト等就労」(28.4%)、「就労していない」(28.2%)と続いています。前回調査との比較では、「フルタイムで就労」(16.9%)、「パート・アルバイト等就労」(28.4%)とも増加しており、「就労していない」(44.2%)は減少しています。



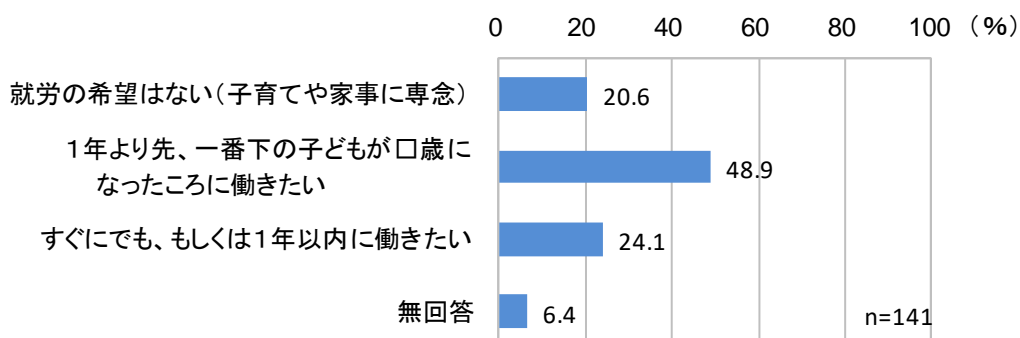
■フルタイムへの転換希望 (母親)

母親のパートタイムからフルタイム勤務への転換意向をみると、「パート・アルバイト等の就労を継続希望」(53.4%)が最も多く、次いで、「フルタイムへの転換希望(実現見込みなし)」(30.1%)となっています。



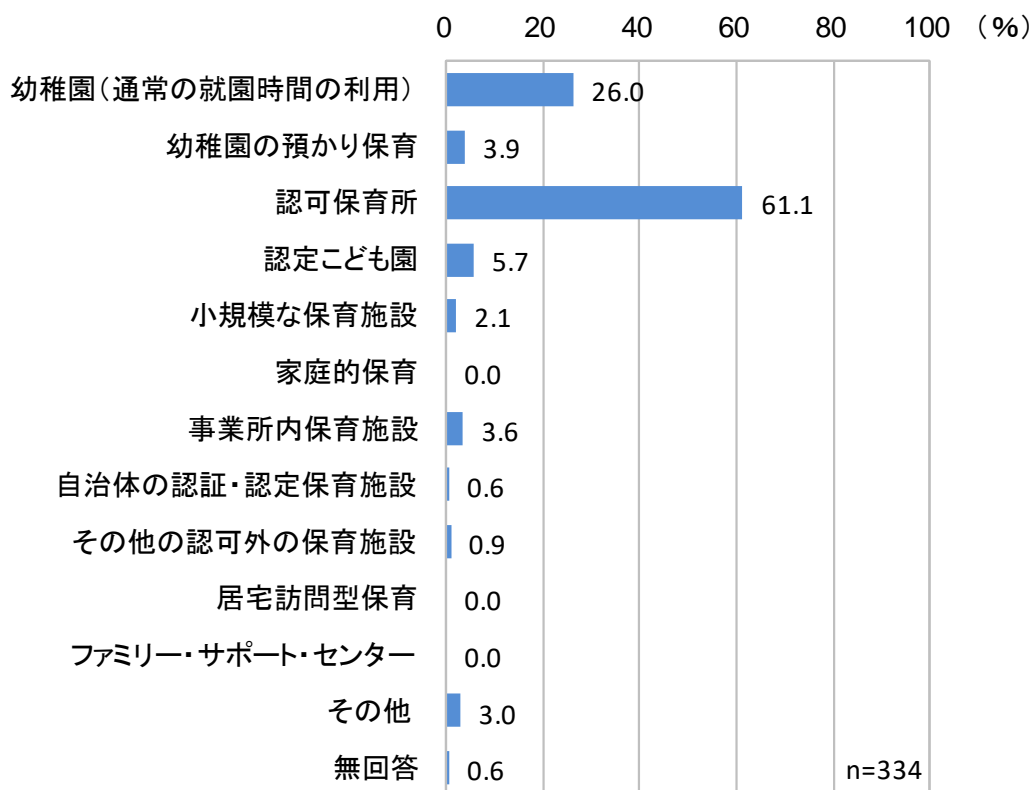
■就労していない母親の就労希望

現在、就労していない母親の今後の希望では、働きたい時期「1年以内」(24.1%)、「1年より先」(48.9%)の合計は、73.0%と7割以上が就労希望となっています。



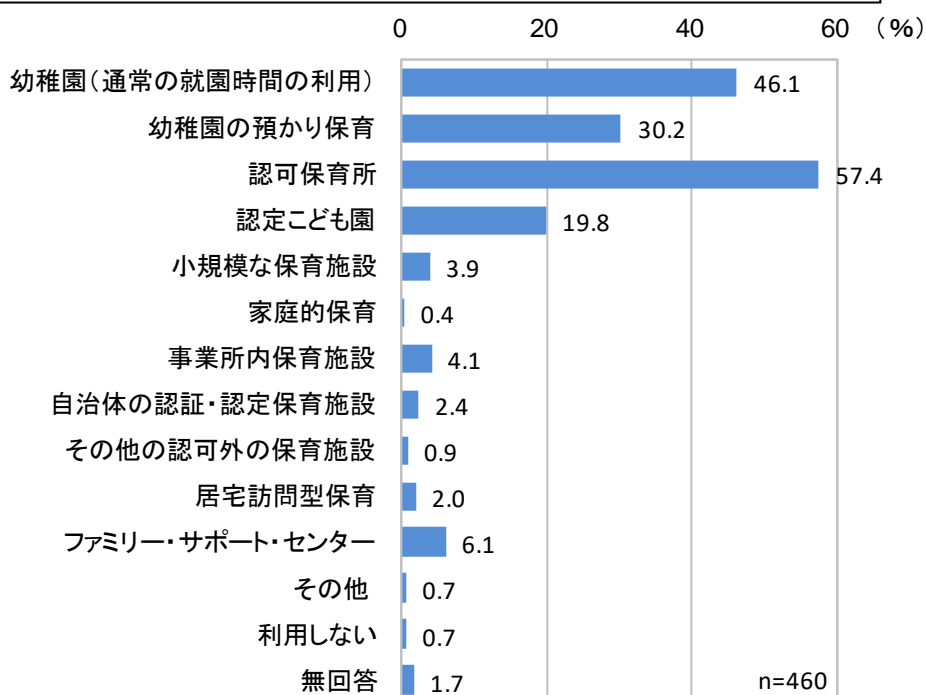
■平日に利用している定期的な教育・保育事業（現状）〔複数回答〕

現状利用している、定期的な教育・保育事業は「認可保育所」（61.1%）が最も多く、次いで「幼稚園」（26.0%）となっています。「認定こども園」は、1園しかないため5.7%となっています。



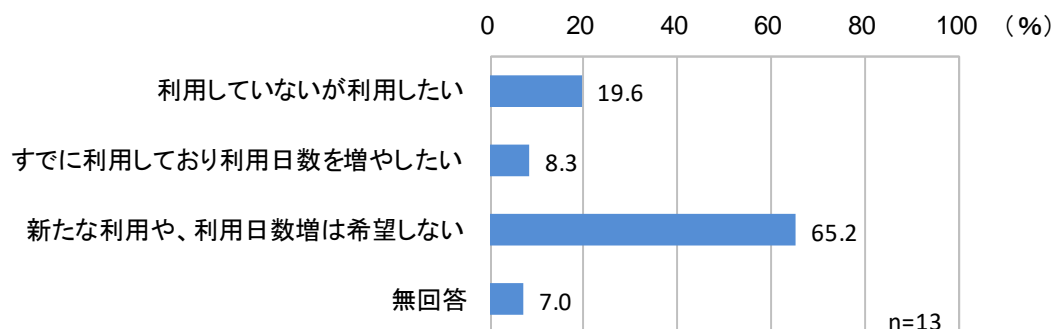
■平日に利用したい定期的な教育・保育事業（希望）〔複数回答〕

今後利用したい、定期的な教育・保育事業でも「認可保育所」（57.4%）が最も多く、次いで「幼稚園」（46.1%）、「幼稚園預かり保育」（30.2%）となっています。「認定こども園」（19.8%）は、現在利用の3倍以上の割合になっています。



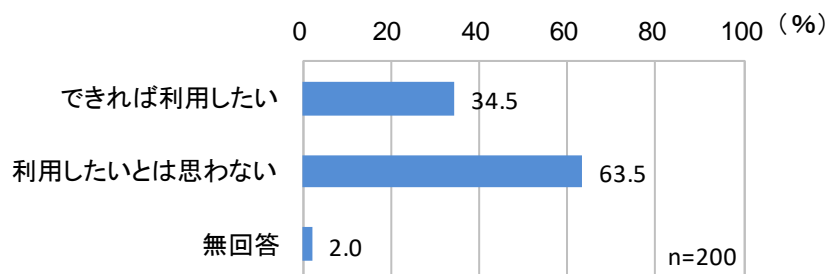
■地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

今後の地域子育て支援拠点事業等の利用意向では、「新たな利用や、利用日数増は希望しない」(65.2%)が最も多い一方、「利用していないが利用したい」(19.6%)、「すでに利用しており利用日数を増やしたい」(8.3%)という新たな意向もあります。



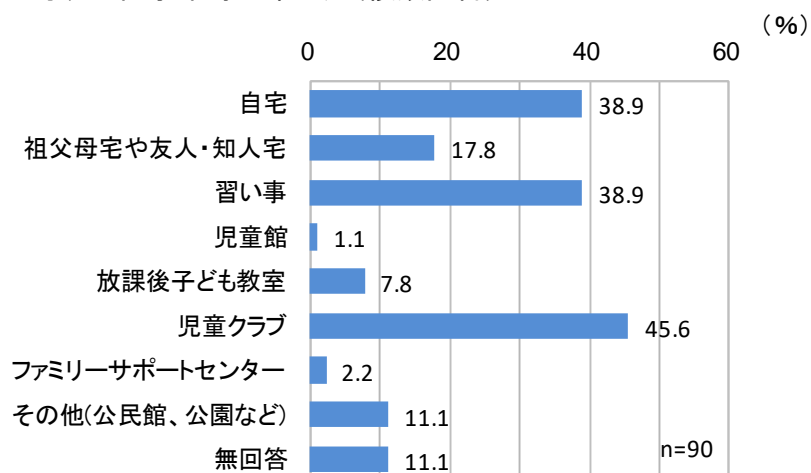
■病児・病後児のための保育施設等の利用意向

病児・病後児保育施設の利用意向では、利用希望が34.5%となっています。



■放課後の過ごし方（就学前児童に対する低学年時の希望）〔複数回答〕

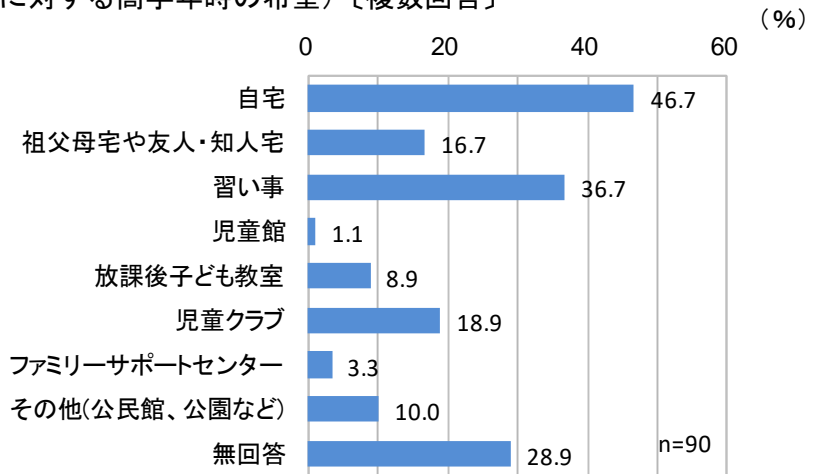
小学生になったときの放課後の過ごし方の希望をみると、小学校低学年のうち「児童クラブ」(45.6%)が最も多くなっています。



■放課後の過ごし方（就学前児童に対する高学年時の希望）〔複数回答〕

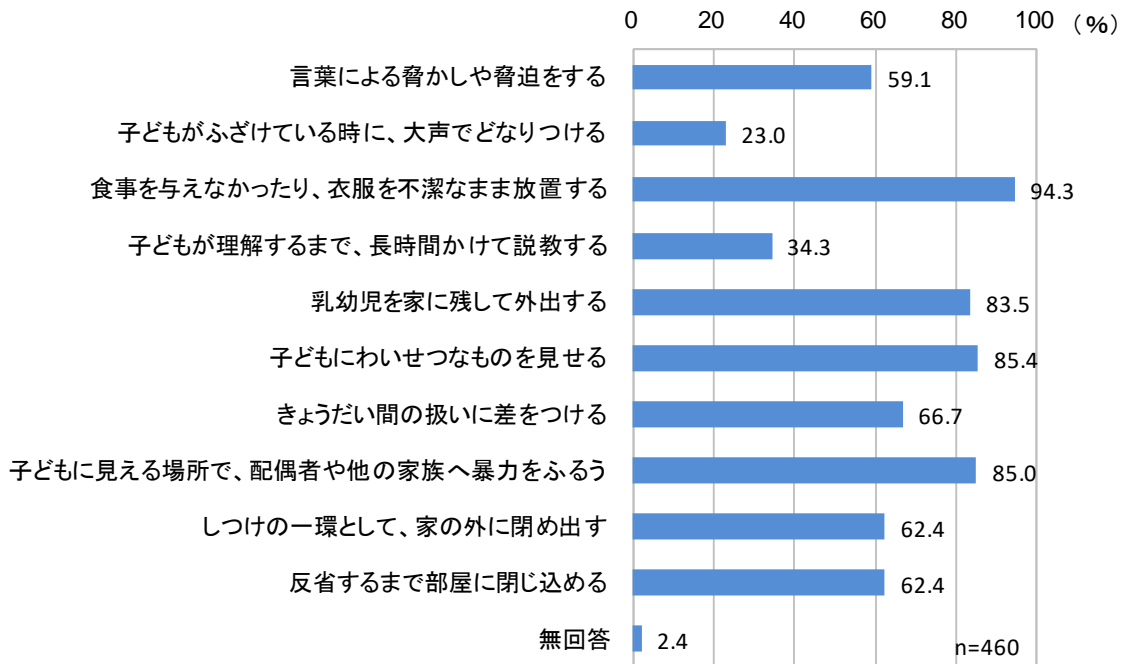
小学校高学年になった場合の放課後の過ごし方では、「自宅」(46.7%)が最も多く、次いで「習い事」(36.7%)、「児童クラブ」(18.9%)となっています。

低学年と比較すると、「児童クラブ」が45.6%から18.9%に大幅に減少しています。



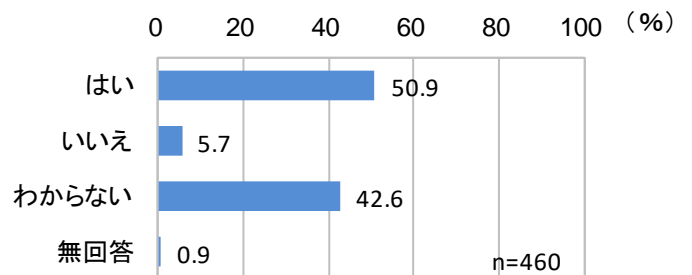
■児童虐待と感じる行為について〔複数回答〕

親が児童虐待と感じる行為については、全体では「食事を与えなかったり、衣服を不潔なまま放置する」(94.3%)が最も多くなっています。多くの項目で約6割以上が虐待とを感じる行為となっている中、「子どもがふざけている時に、大声でどなりつける」(23.0%)、「子どもが理解するまで、長時間かけて説教する」(34.3%)の割合が少なくなっています。



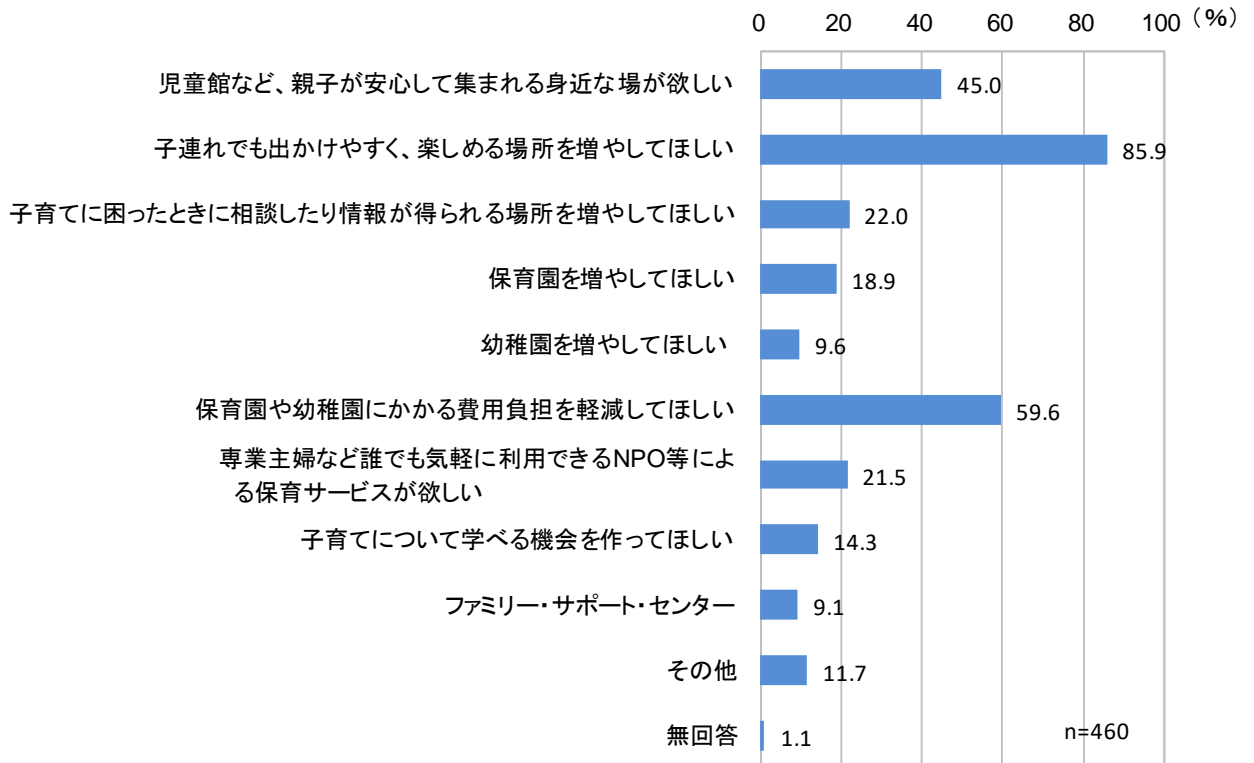
■児童館が開設した場合の利用意向について

新たに児童館が開設した場合に利用意向がある方は、50.9%と約半数になっています。



■希望する子育て支援関連の施策について〔複数回答〕

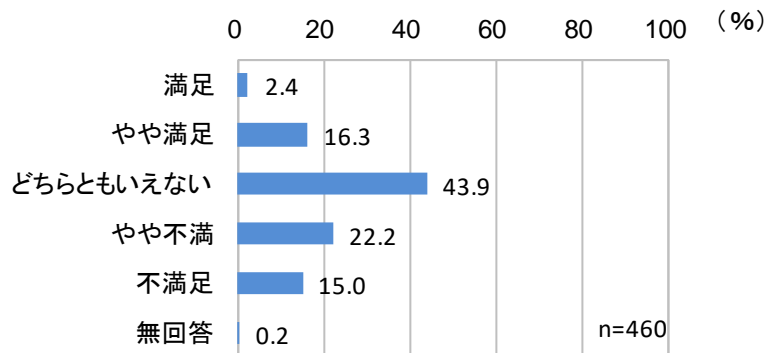
市に対して希望する子育て支援関連の施策については、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やして欲しい」(85.9%)が最も多く、次いで「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」(59.6%)、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所が欲しい」(45.0%)と続きます。



■子育て環境や支援への満足度について

子育て環境や支援への満足度は、全体では「どちらともいえない」(43.9%)が最も多く、次いで「やや不満」(22.2%)、「やや満足」(16.3%)となっています。

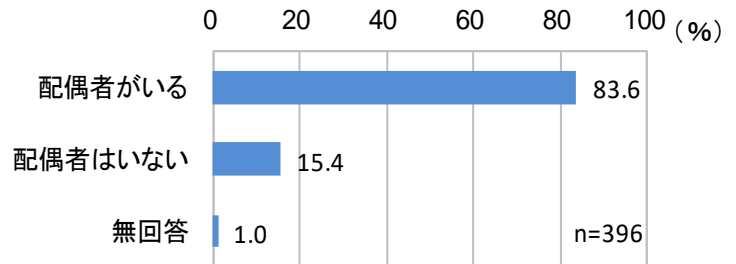
前回調査「満足」(2.0%)、「やや満足」(15.1%)よりも満足度が向上しています。



2 就学児童調査

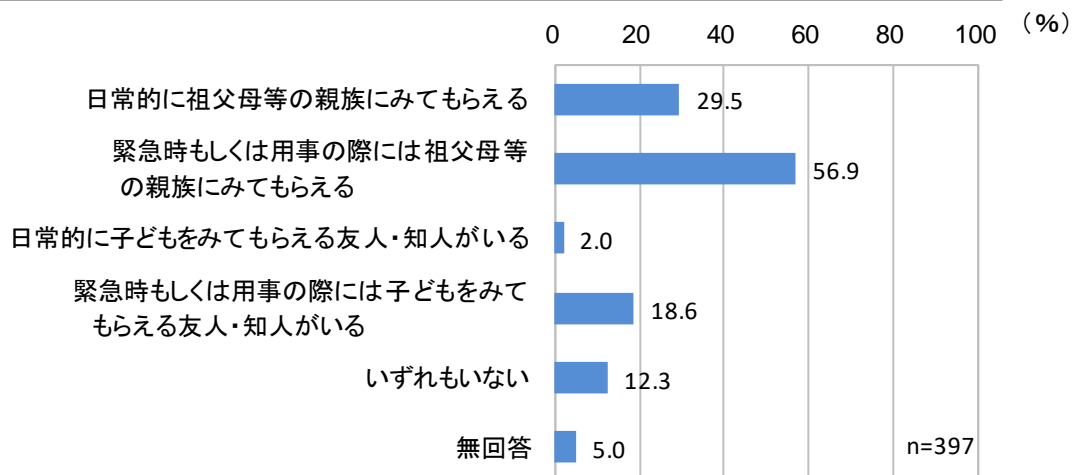
■配偶者の有無

「配偶者がいない」との回答が15.4%となっており、就学前児童調査（12.3%）より、増加しています。



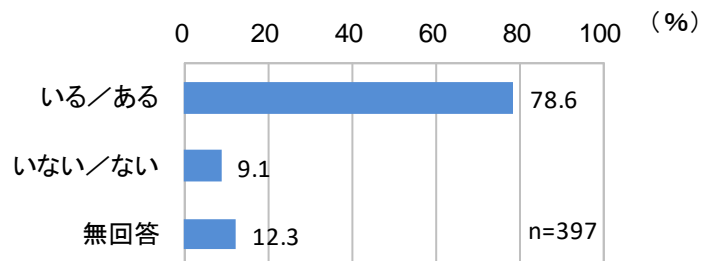
■日頃のサポート状況〔複数回答〕

お子さんをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（56.9%）が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（29.5%）となっています。逆に、見てもらえる人がいない「いずれもない」が12.3%と就学前調査（10.0%）よりも大きくなっています。



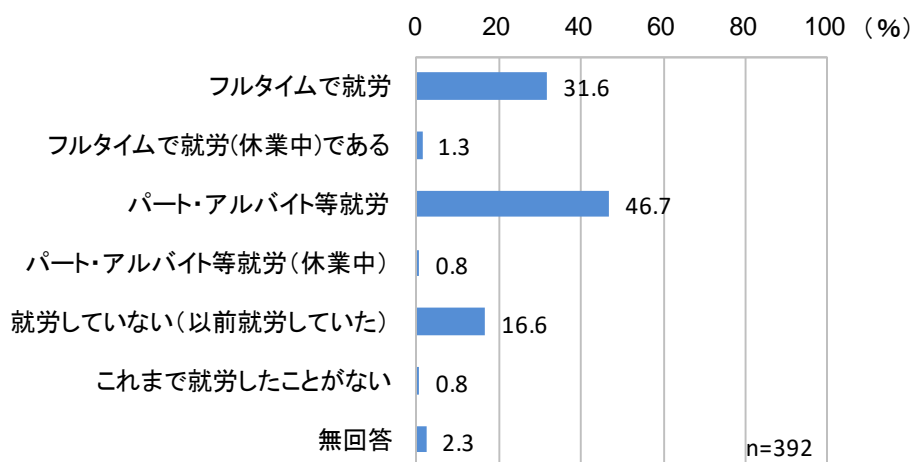
■相談先や相談場所

気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」人が78.6%である一方、「いない／ない」人が9.1%になっており、相談相手のいない人が、前回調査（6.8%）から増加傾向にあります。



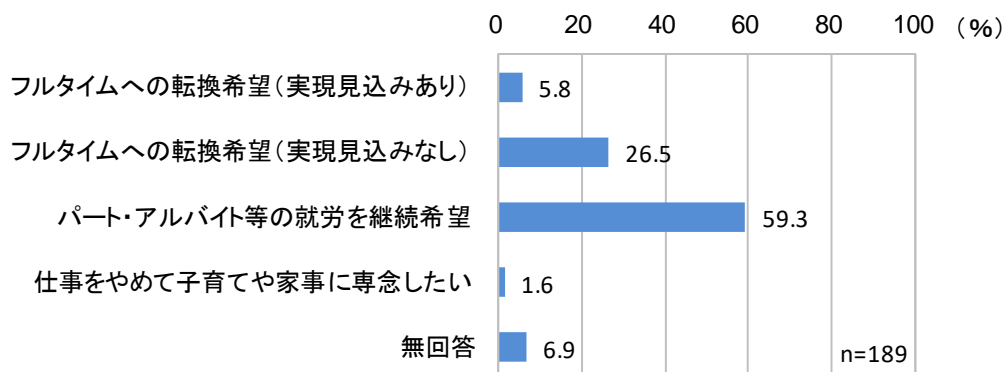
■母親の就労状況

「フルタイムで就労」(31.6%)が最も多く、次いで「パート・アルバイト等就労」(46.7%)、「就労していない」(16.6%)と続いています。前回調査との比較では、「フルタイムで就労」(25.9%)、「パート・アルバイト等就労」(39.8%)とも増加しており、「就労していない」(22.9%)は減少しています。



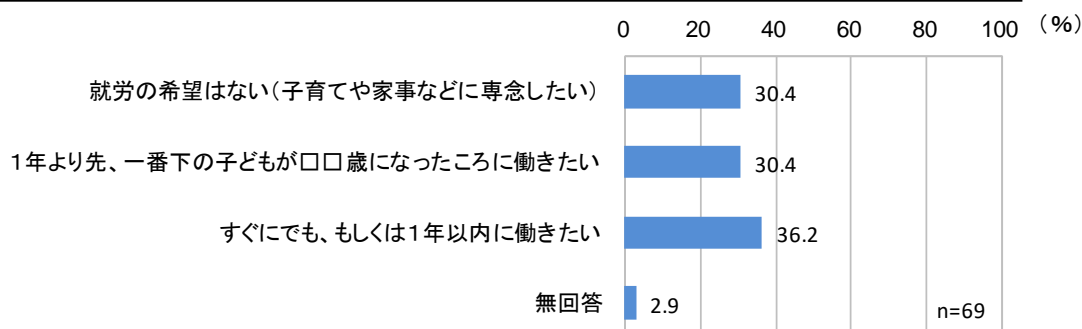
■フルタイムへの転換希望 (母親)

母親のパートタイムからフルタイム勤務への転換意向をみると、「パート・アルバイト等の就労を継続希望」(59.3%)が最も多く、次いで、「フルタイムへの転換希望(実現見込みなし)」(26.5%)となっています。



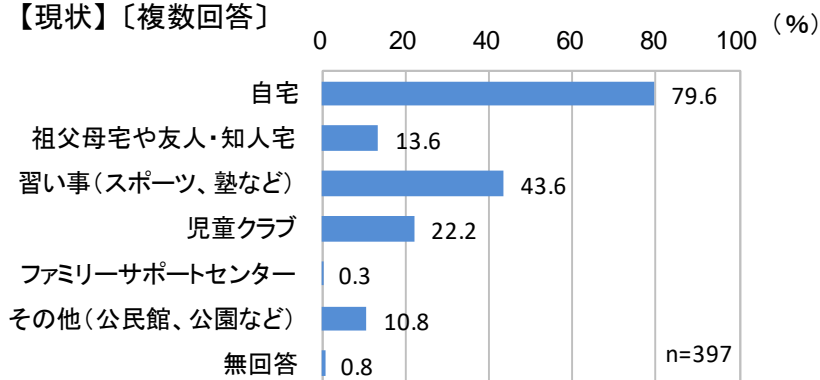
■就労していない母親の就労希望

現在、就労していない母親の今後の希望では、働きたい時期「1年以内」(36.2%)、「1年より先」(30.4%)の合計は、66.6%と6割以上が就労希望となっています。



■放課後の過ごし方（就学児童）【現状】〔複数回答〕

放課後の過ごし方【現状】をみると、「自宅」（79.6）が最も多く、次いで「習い事」（43.6%）、「児童クラブ」（22.2%）と続いています。

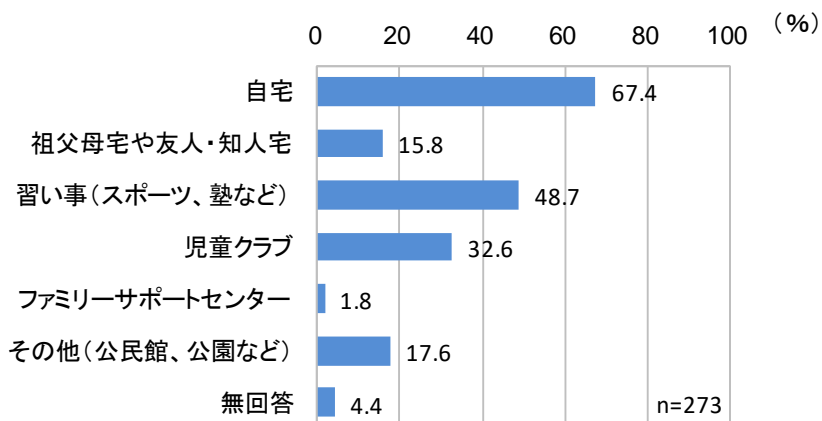


現状の放課後の過ごし方について、学年別にみると、「児童クラブ」は「1年生」（41.8%）の割合が最も大きくなっています。

	合計	【問2】お子さんの学年						無回答
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
全体	397	91	92	90	42	43	38	1
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 自宅	316	56	67	77	39	41	35	1
	79.6%	61.5%	72.8%	85.6%	92.9%	95.3%	92.1%	100.0%
2. 祖父母宅や友人・知人宅	54	13	14	15	0	6	6	0
	13.6%	14.3%	15.2%	16.7%	0.0%	14.0%	15.8%	0.0%
3. 習い事（スポーツ、塾など）	173	37	37	39	16	24	20	0
	43.6%	40.7%	40.2%	43.3%	38.1%	55.8%	52.6%	0.0%
4. 児童クラブ	88	38	29	10	7	2	2	0
	22.2%	41.8%	31.5%	11.1%	16.7%	4.7%	5.3%	0.0%
5. ファミリーサポートセンター	1	0	0	0	0	0	1	0
	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%
6. その他（公民館、公園など）	43	8	7	12	7	7	2	0
	10.8%	8.8%	7.6%	13.3%	16.7%	16.3%	5.3%	0.0%
無回答	3	0	1	2	0	0	0	0
	0.8%	0.0%	1.1%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

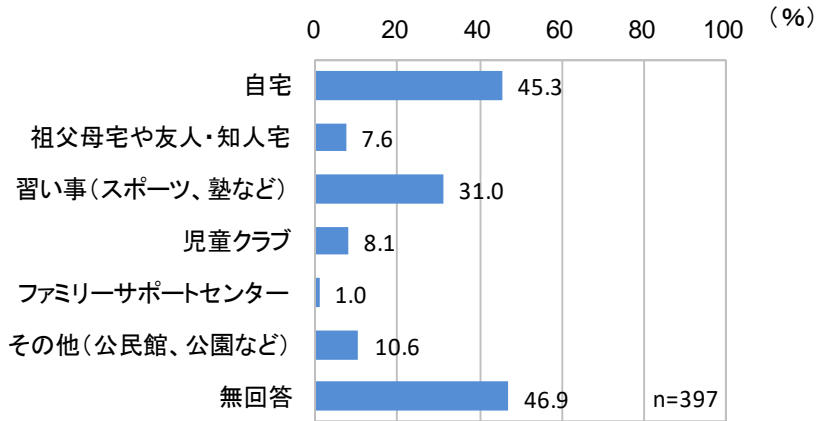
■放課後の過ごし方（就学児童・低学年）【希望】〔複数回答〕

低学年で希望する放課後の過ごし方について、全体では、「自宅」（67.4%）が最も多く、次いで「習い事」（48.7%）、「児童クラブ」（32.6%）となっています。



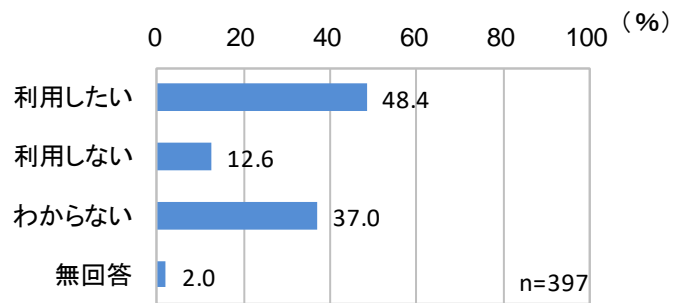
■放課後の過ごし方（就学児童・高学年）【希望】〔複数回答〕

高学年で希望する放課後の過ごし方について、全体では、「自宅」(45.3%)が最も多く、次いで「習い事」(31.0%)、「その他」(10.6%)となっています。「児童クラブ」は低学年の1/4になっています。



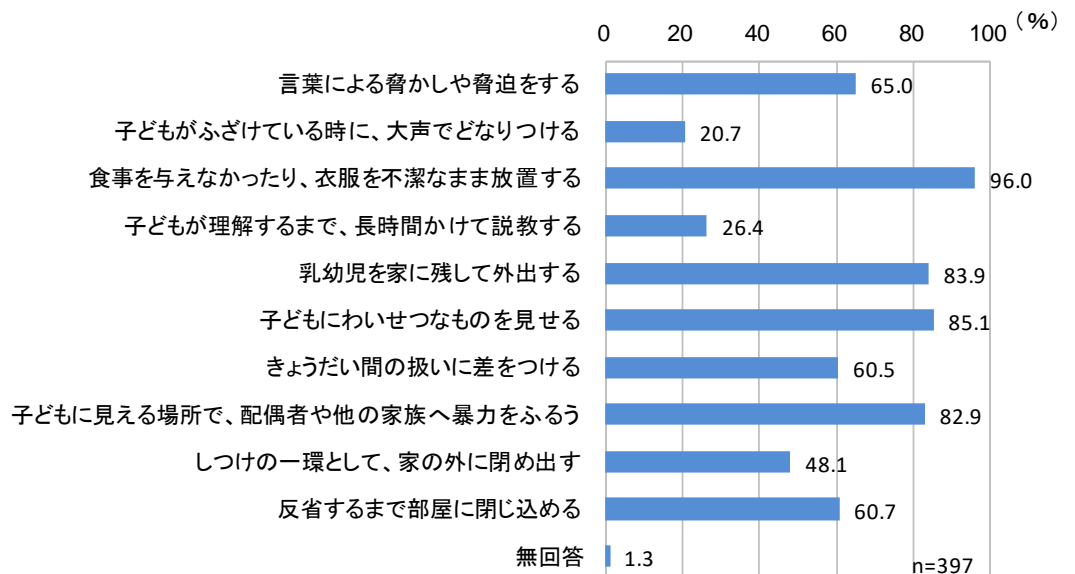
■児童館が開設した場合の利用意向について

新たに児童館が開設した場合に利用意向がある方は、48.4%と約半数になっています。



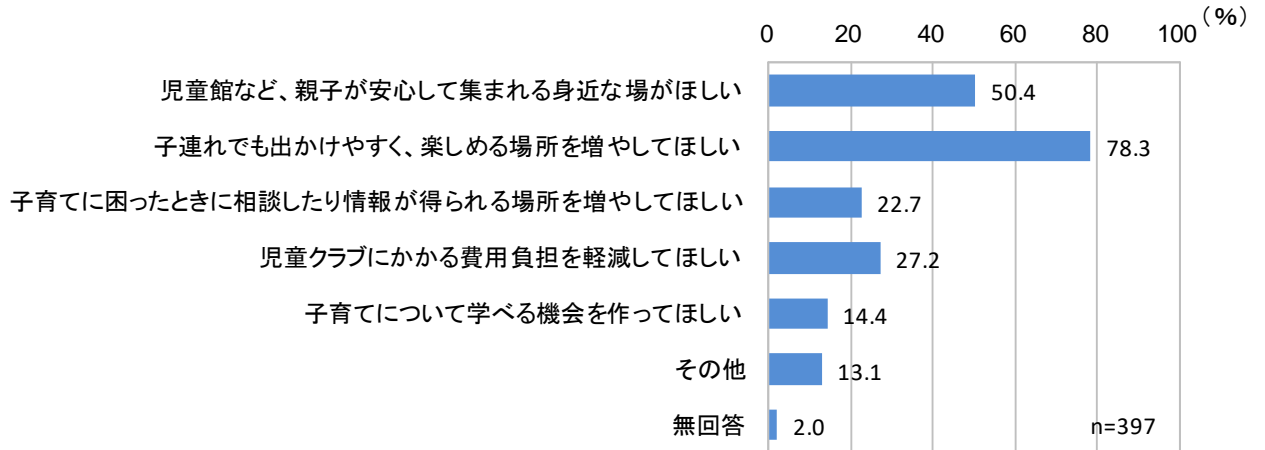
■児童虐待と感ずる行為について〔複数回答〕

児童虐待と感ずる行為については、全体では「食事を与えなかったり、衣服を不潔なまま放置する」(96.0%)が最も多くなっています。多くの項目で約6割以上が虐待と感ずる行為となっている中、「子どもがふざけている時に、大声でどなりつける」(20.7%)、「子どもが理解するまで、長時間かけて説教する」(26.4%)の割合が少なくなっています。



■希望する子育て支援関連の施策について〔複数回答〕

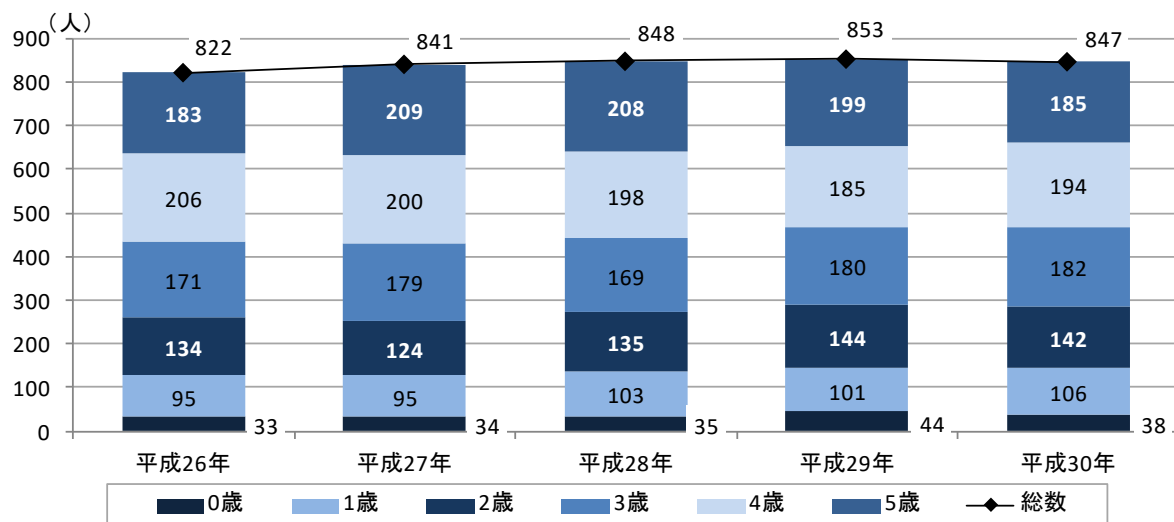
市に対して希望する子育て支援関連の施策については、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」(78.3%)が最も多く、次いで、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場がほしい」(50.4%)と続いています。



第3節 保育施設・幼稚園・認定こども園等の状況

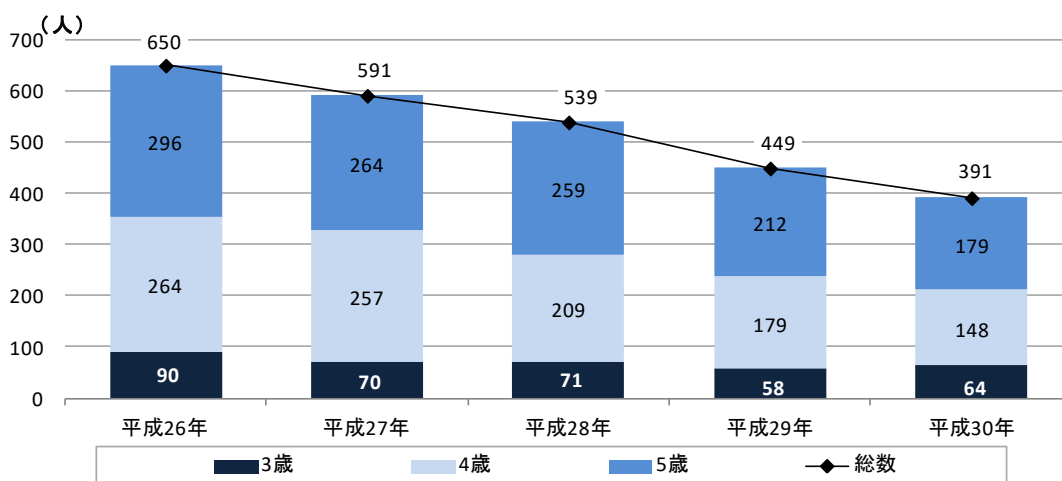
1 保育所

本市には市立保育所6園、私立保育所2園があります。保育所の入園児童数は、平成29年まで増加傾向が続いていましたが、新たに認定こども園が開設したことにより全体としては、約850人と横ばい傾向にあります。年齢別で見ると3～5歳児が多く、平成30年では66.2%を占めています。待機児童数（平成31年4月1日時点）は、22人となっています。



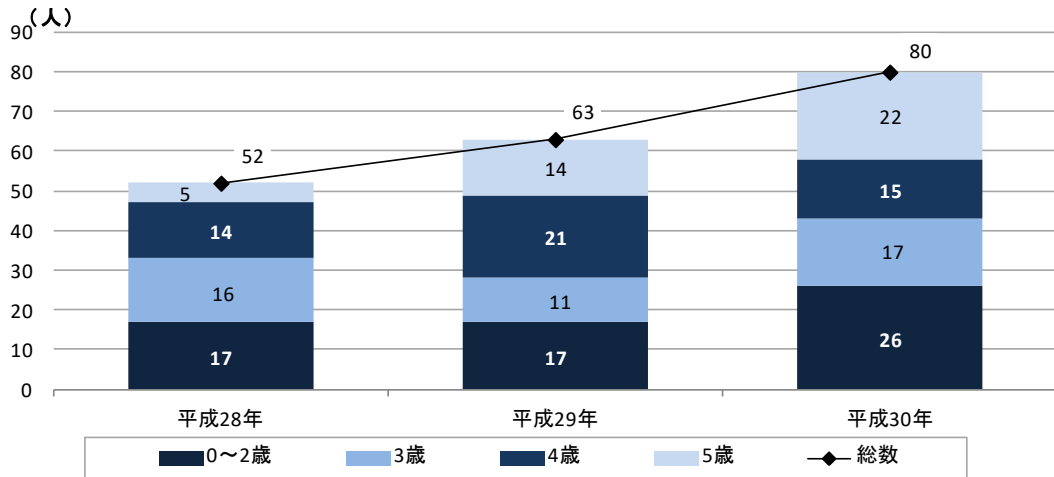
2 幼稚園

本市には、市立幼稚園3園、私立幼稚園3園があります。幼稚園の入園児童数は平成30年で391人となっていますが、減少傾向が続いています。



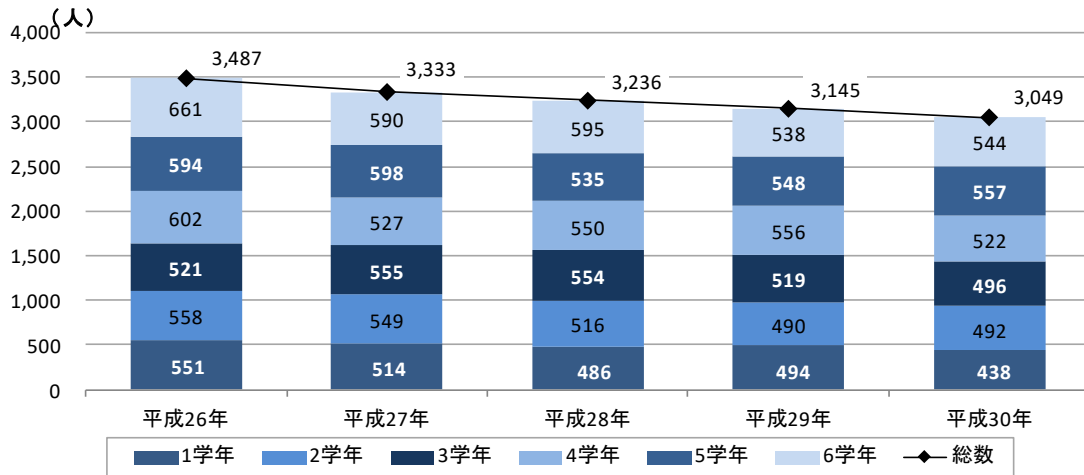
3 認定こども園

本市には、私立認定こども園が1園があります。平成28年の開設で入園児童数は、増加が続いています。このニーズに対応するために、令和3年には、新たに幼稚園から認定こども園への移行を計画しています。年齢別では、3～5歳児が多くなっていますが、平成30年には0～2歳児が急激に増えています。



4 小学校

本市には小学校の本校が8校、分校が1校あります。児童数は、少子化に伴い次第に減少しつつあり、平成30年は3,049人です。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市では、平成22年3月に「八街市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、その基本理念を「子どもがいつも輝いて明るく健やかに育つまち」としていました。その後継と位置づけられる「第1期計画」においても、基本理念を継承してきました。また、現在、本市の取組みの最も基本となる計画である「八街市総合計画」（平成27年度～令和6年度）においては、八街市がめざす将来都市像として、『ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた』を掲げています。本市の子育て支援施策もすべての人が安全で安心して暮らせ、自然と共生し、人間的なやさしさにあふれた都市である八街で展開することを踏まえ、子どもも親もこのまちで「輝く」ことが望まれます。

これら、「八街市総合計画」の将来都市像を踏まえ、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を「第1期計画」から継承し、同じ理念のもと、事業展開を図るべく、以下のとおり定めます。

～基本理念～

子どもがいつも輝いて明るく健やかに育つまち

第2節 基本方針と体系

基本方針は「第1期計画」で掲げた3つの基本方針を継承します。また、本計画の体系は以下のようになります。

1 基本方針

基本理念「子どもがいつも輝いて明るく健やかに育つまち」の実現に向けて、次のような基本方針で計画を推進していきます。また、計画の推進にあたっては、全庁的な取組みとあわせ、市民と行政との協働による一体となった子育て支援に努めます。

基本方針1 子ども自身の育ちを支えるまち

少子化や競争社会のなかで、子どもたちが仲間とともにのびやかに子ども時代を過ごす権利を保障することが難しくなっています。

子どもが自分で考え、自分の言葉で話し、じっくり聞いてもらいたい、どんな時でもしっかり受け止めてもらえる、という安心感と信頼関係を培っていく仕組みが大切になっています。

そこで、私たちおとなは、子どもを保護・教育の対象としてのみ捉えるのではなく、子どもの目線にたち、一人ひとりの個性を認め、子どもの最善の利益を守ることが必要です。

そのため、子どもたちが仲間のなかで育ち、十分に意見を聞いてもらい、自分の思いを表現する力と機会が保障され、子どもたちの感じたことや考えたことが反映されるまちづくりを進めます。

基本方針2 子育て家庭と親の育ちを支えるまち

子育てをめぐる環境が厳しさを増しつつあります。子どもが生まれると、誰にでも母性・父性がすぐに備わるのではなく、子どもとの関わりのなかで、親としての力を学び、親になっていきます。

しかし、共働き世帯の増加により、家族とのコミュニケーションの機会や窓口に相談する機会を持つことも難しくなっており、母親へのストレスも懸念される状況です。一方でインターネットによりあらゆる情報が溢れる中、必要な情報、信頼できる情報、子どもに適切な情報等の判断が難しくなっています。

そこで、将来親になる若い世代が子育てに関わりをもつことができる活動を推進します。また、子育てに関する疑問や不安を受け止め、解決につなげるネットワークの構築も推進します。子育て家庭を支えるために、親たちが子どもと地域の親たちとともに語り、支えあいながら子育てを通して楽しさやおもしろさを経験し、親自身の学びや育ちにつながる、子育てしたくなるまちづくりを進めます。

基本方針3 子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支えるまち

現代の社会情勢や環境について不安に感じている方が多くなっています。また、児童虐待や子どもの貧困等、家族だけが問題を抱え込むことにより、深刻化する場合があります。

子どもの育ちや子育ては一人だけ、一家族だけではできない社会的な営みです。家族だけでなく地域で問題を受け止め、子育てを支えることが求められます。また、子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所づくりも地域で共に支え合うことが必要となります。

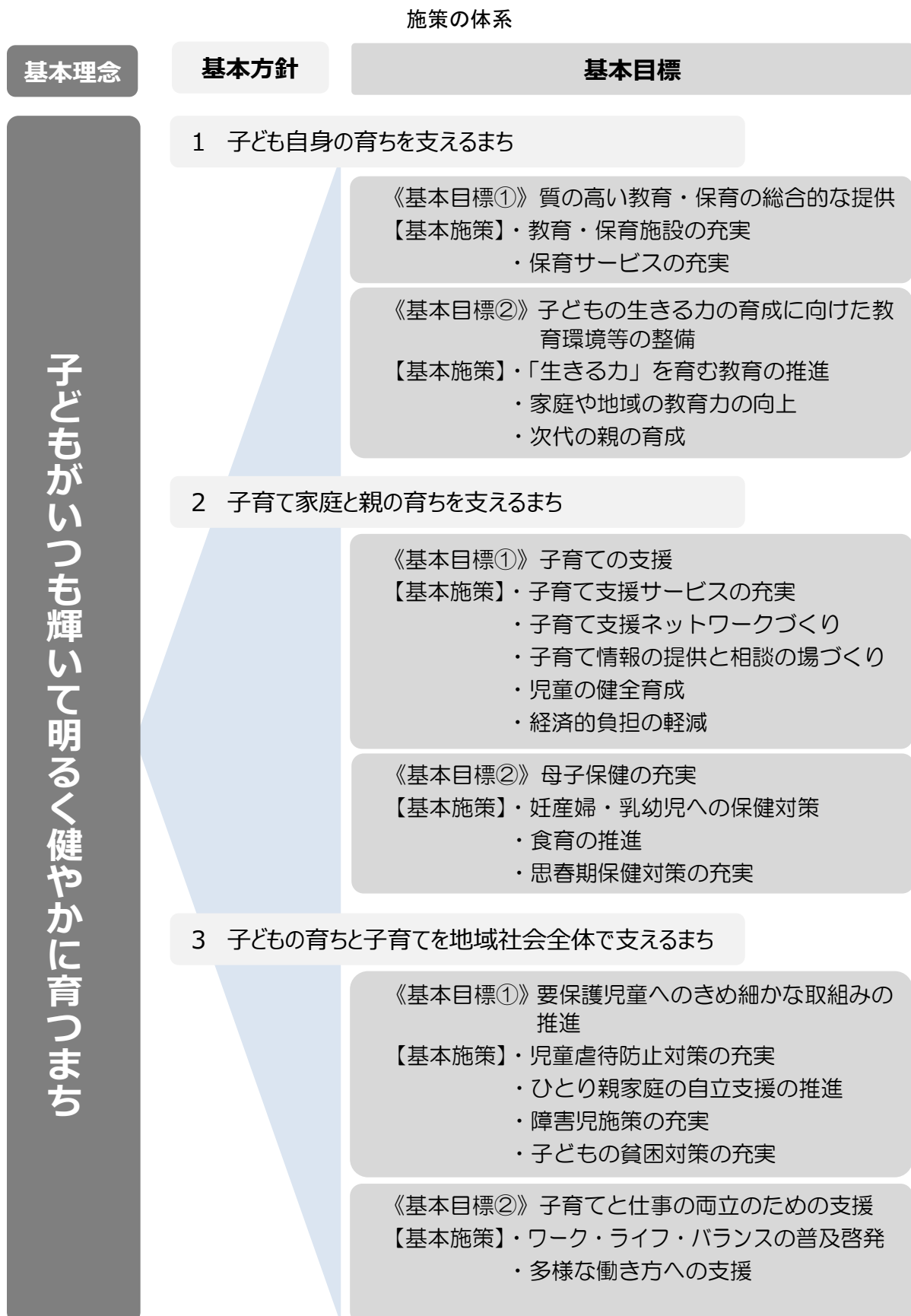
市民が協力し助け合うなかで楽しく子育てができれば、まちに活気と安らぎが満ち、そこに住む人にとって過ごしやすい環境となります。

子どもたちは、おとなやまちに素晴らしい夢や希望を与えてくれます。

そこで、八街市の未来を託す子どもたちに最善の育ちの場となるまちづくりを進めます。

2 体系

基本理念をめざし、以下6つの基本目標のもと、19の基本施策を推進します。

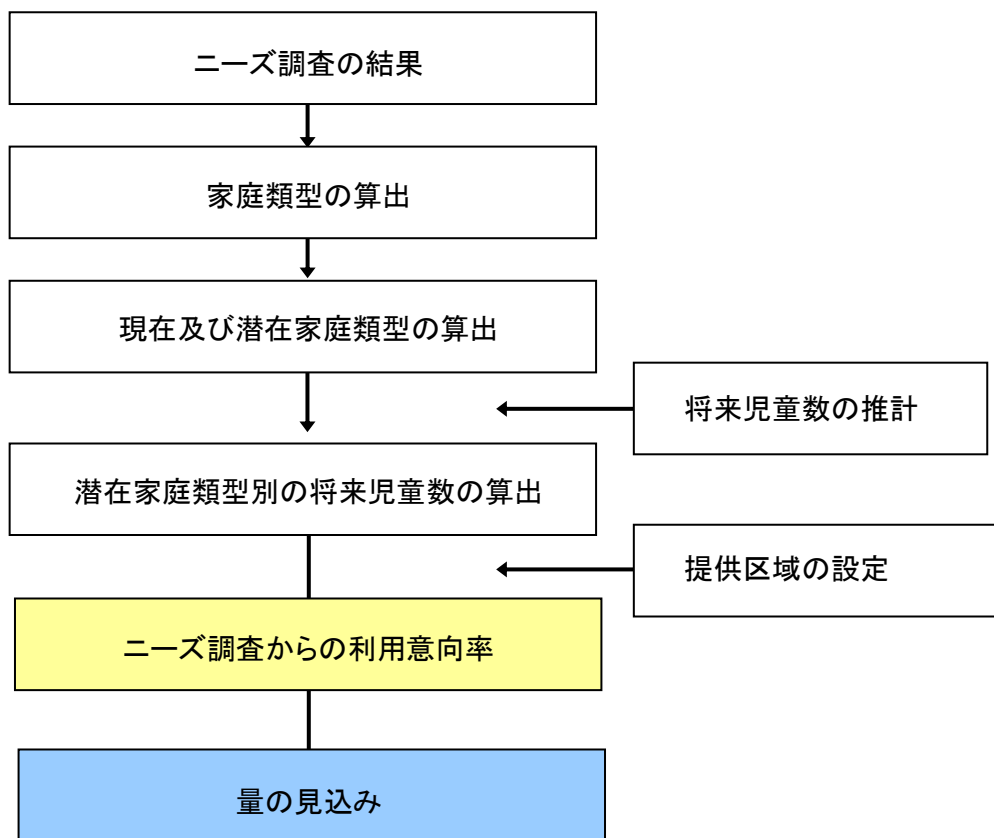


第4章 施策の展開

第1節 量の見込みの算出

1 算出方法

量の見込みの算出にあたっては、国から「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」が示されていることから、その手引きに準じて算出します。



2 家庭類型

本計画は、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家庭類型を整理しました。

家庭類型は、父母の有無や就労状況によりタイプAからタイプFの8種類に分類できます。現在の家庭類型を算出するとともに、ニーズ調査結果から対象となる子どもの保護者の就労形態等から潜在の家庭類型を算出します。

家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上、下限時間～120 時間未満の一部)
C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満、下限時間～120 時間未満の一部)
D	専業主婦（夫）
E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上、下限時間～120 時間未満の一部)
E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満、下限時間～120 時間未満の一部)
F	無業×無業

※保育の下限時間は、60 時間とした。

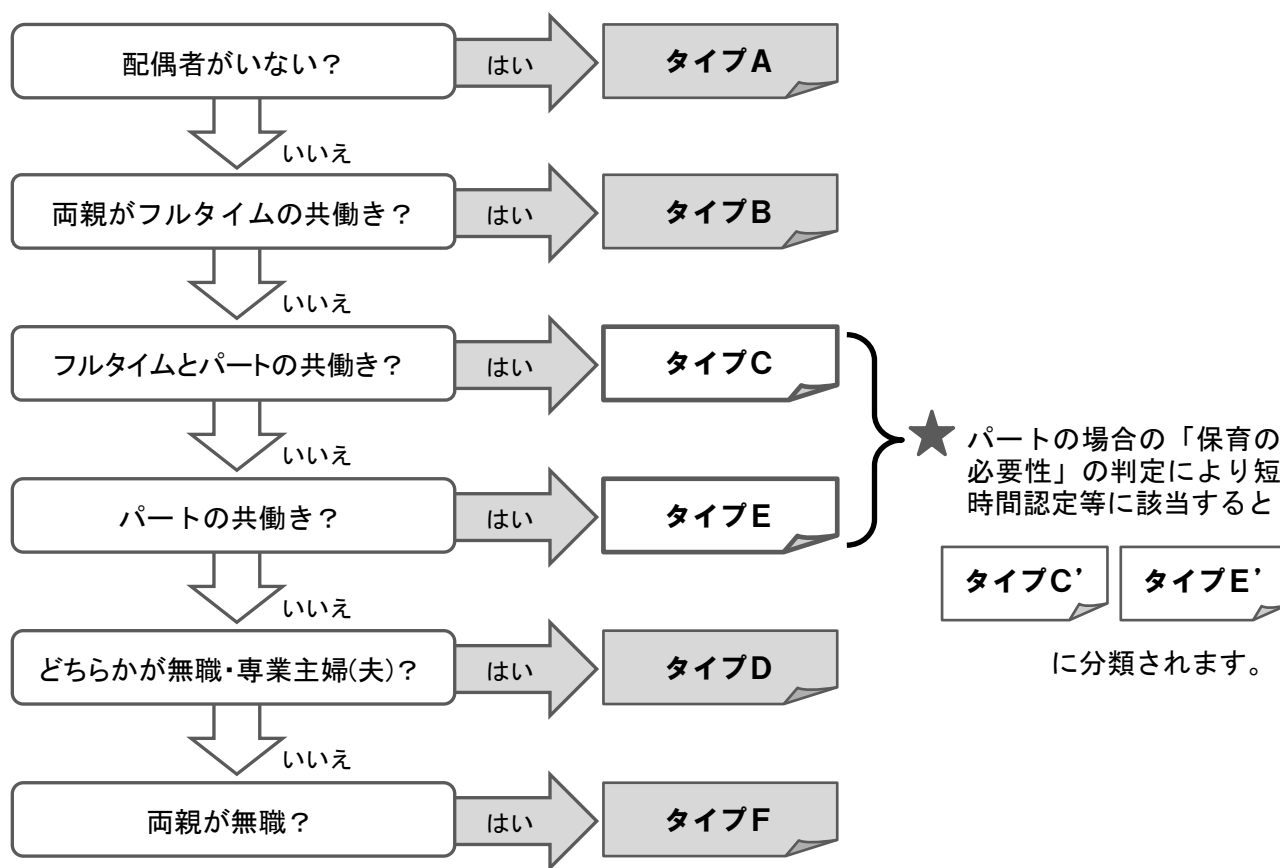
父親 \ 母親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満			
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB		タイプC		タイプC'			
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC		タイプE				タイプD	
	120時間未満 下限時間以上								
	下限時間未満	タイプC'				タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD				タイプF	

■ 0～2歳…3号認定：タイプA、タイプB、タイプC、タイプE

■ 3～5歳…1号認定：タイプC'、タイプD、タイプE'、タイプF

…2号認定：タイプA、タイプB、タイプC、タイプE

※ニーズ調査結果からの家庭類型分類イメージ



★ パートの場合の「保育の必要性」の判定

■ 3～5歳

- ・パート就労者の月就労時間が下限時間未満
- ・パート就労者が下限時間以上 120 時間未満だが、現在幼稚園利用で、今後保育所や認定こども園の利用希望がない。

■ 0～2歳

- ・パート就労者が下限時間未満
- ・パート就労者の就労時間が下限時間以上だが、現在幼稚園(預かり含む)を利用している者
- ・パート就労者の就労時間が下限時間以上だが、現在事業を利用しておらず、今後利用したいもので「幼稚園(預かり含む)」しか回答していない者



※0～2歳補足

現在、幼稚園以外の保育サービスを利用している者及び、今は何も利用していないが、今後幼稚園以外の保育サービスを利用希望の場合は「C」「E」のまま。

※保育の下限時間は、60時間とした。

3 家庭類型の算出（現在・潜在）

本計画では、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家族類型を整理します。家族類型は、ニーズ調査の両親の就労形態等の項目より、タイプAからタイプFまでの8種類に分類されます。

現在の家庭類型を基準として、母親で、現在パートタイムの人がフルタイム就労する予定があるのか、無業の人がフルタイムまたはパートタイムで就労する予定があるのかの意向によって、近い将来の潜在家庭類型を算出します。

例1) 現在専業主婦だが、「すぐにでも、もしくは1年以内に」パートタイム就労の意向がある人で、月単位の就労時間が120時間以上、または下限時間以上120時間未満の一部。

…タイプD→タイプC

例2) 現在フルタイムとパートタイムだが、両親ともフルタイムになる希望があり、実現できる見込みがある人。

…タイプC、C' →タイプB

八街市の現在及び潜在家庭類型の割合

家族類型集計結果		現在	潜在
タイプA	ひとり親	12 %	12 %
タイプB	フルタイム×フルタイム	30 %	34 %
タイプC	フルタイム×パートタイム（長）	21 %	20 %
タイプC'	フルタイム×パートタイム（短）	8 %	9 %
タイプD	専業主婦（夫）	28 %	25 %
タイプE	パートタイム（長）×パートタイム（長）	0 %	0 %
タイプE'	パート×パート（いずれかが短）	0 %	0 %
タイプF	無業×無業	0 %	0 %

※「現在」は、小数点第1位を四捨五入しているため、合計が100%に合致しません。

4 「量の見込み」を算出する項目

下記の事業について「量の見込み」の算出を行うこととされています。

教育・保育に関する量の見込み

区分	年齢		国の手引きによる利用意向率の基本的な算出方法
1号認定	3～5歳	学校教育のみ	3歳以上の潜在タイプC'・D・E'・Fにおける「幼稚園」「幼稚園＋預かり保育」「認定こども園」の利用を希望する割合
2号認定		幼児期の学校教育の意向が強い	3歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおける「幼稚園」「幼稚園＋預かり保育」の利用を希望する割合
3号認定	1～2歳	保育の必要性あり	3歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの教育・保育施設・事業の利用希望がある者の割合から上記（幼児期の学校教育の利用意向が強い者）を控除した割合
	0歳		

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み

対象事業		対象児童年齢等
1	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生
2	地域子育て支援拠点事業	0～5歳
3	妊婦健康診査	妊婦
4	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
5	養育支援訪問事業、子どもをも守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	0歳～18歳までの児童とその養育者
6	子育て短期支援事業	0～3歳未満
7	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	0～5歳、1～6年生
8	一時預かり事業 ・幼稚園等における在園児の一時預かり ・保育所等の一時預かり	3～5歳 0～5歳
9	延長保育事業	0～5歳
10	病後児保育事業（病児保育事業）	生後6か月～3年生
11	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	1～6年生
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—

5 将来児童数の推計

住民基本台帳に基づき、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、0～11歳の本市の児童人口は、令和2年には4,903人に、令和6年には4,043人になり、5年間で860人の減少となっています。

第2期計画期間の児童数

年齢	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	326	312	300	288	276	264
1歳	333	338	323	311	299	287
2歳	374	332	337	322	310	298
3歳	384	374	332	337	322	310
4歳	412	377	368	326	331	316
5歳	386	408	373	364	322	327
6歳	405	381	403	369	360	319
7歳	446	406	382	404	370	361
8歳	500	446	406	382	404	370
9歳	502	500	446	406	382	404
10歳	527	501	499	445	405	381
11歳	560	528	502	500	446	406
0～2歳合計	1,033	982	960	921	885	849
3～5歳合計	1,182	1,159	1,073	1,027	975	953
6～8歳合計	1,351	1,233	1,191	1,155	1,134	1,050
9～11歳合計	1,589	1,529	1,447	1,351	1,233	1,191
0～11歳合計	5,155	4,903	4,671	4,454	4,227	4,043

※令和2年以降は、平成27年～平成31年4月1日現在の住民基本台帳（日本人人口）をもとに「コーホート変化率法」で算出した推計値。なお、同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団のことを「コーホート」と言い、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

第2節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、基本的記載事項として、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

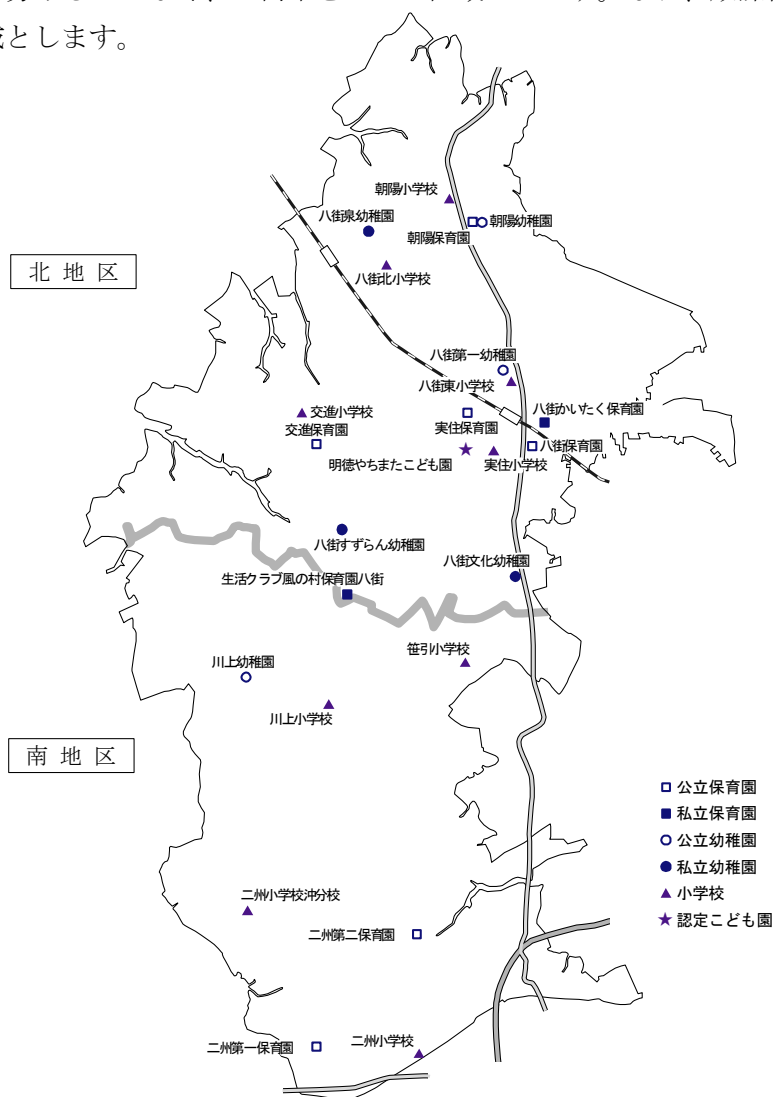
八街市では、教育・保育施設等（認定こども園、保育所、幼稚園の教育・保育施設及び小規模保育事業、家庭的保育事業等の地域型保育事業）と地域子ども・子育て支援事業では、広域利用の実態や事業展開の単位が異なることから、共通の区域設定を行うことが困難であると考えため、それぞれの区域を設定します。

1 教育保育施設等

地形的要件、中心部の位置的要件、人口、地域性等の要件から勘案して、既存する区域設定の中で計画策定に関わりが深いと見込まれる北地区と南地区の2区域としました。

2 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、市内全域が対象となるもの、広域的に利用実態が考えられるなどから区域を分けることなく、八街市を一つの区域とします。なお、放課後児童クラブについては小学校区域とします。



第3節 教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

第2期計画期間中における、認定区分毎の量の見込みと確保方策を示します。教育・保育施設の量の見込み、確保方策については、北地区と南地区のそれぞれについて設定します。令和元年度（第1期）の数值は、平成31年4月1日の実績値を示しています。

市全体(1)

単位(人)	令和元年度(第1期)				令和2年度				令和3年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み① (予想園児数)	400	615	53	277	395	608	78	358	368	563	74	352
確保方策②	985	680	76	330	985	680	76	337	797	707	79	355
特定教育保育	985	657	63	281	985	657	63	281	797	684	66	299
地域型保育			6	25			6	32			6	32
認可外施設		23	7	24		23	7	24		23	7	24
令和元年差					0	0	0	7	▲188	27	3	25
②-①	585	65	23	53	590	72	▲2	▲21	429	144	5	3

市全体(2)

単位(人)	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み① (予想園児数)	350	539	72	337	333	513	68	324	327	503	66	313
確保方策②	797	707	79	355	797	707	79	355	797	707	79	355
特定教育保育	797	684	66	299	797	684	66	299	797	684	66	299
地域型保育			6	32			6	32			6	32
認可外施設		23	7	24		23	7	24		23	7	24
令和元年差	▲188	27	3	25	▲188	27	3	25	▲188	27	3	25
②-①	447	168	7	18	464	194	11	31	470	204	13	42

北地区(1)

単位(人)	令和元年度(第1期)				令和2年度				令和3年度			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み① (予想園児数)	382	535	48	244	378	533	66	300	353	497	63	294
確保方策②	925	552	64	270	925	552	64	277	737	579	67	295
特定教育保育	925	529	51	221	925	529	51	221	737	556	54	239
地域型保育			6	25			6	32			6	32
認可外施設		23	7	24		23	7	24		23	7	24
令和元年差					0	0	0	7	▲188	27	3	25
②-①	543	17	16	26	547	19	▲2	▲23	384	82	4	1

北地区(2)

単位(人)	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み① (予想園児数)	336	474	61	284	319	450	58	273	313	441	56	264
確保方策②	737	579	67	295	737	579	67	295	737	579	67	295
特定教育保育	737	556	54	239	737	556	54	239	737	556	54	239
地域型保育			6	32			6	32			6	32
認可外施設		23	7	24		23	7	24		23	7	24
令和元年差	▲188	27	3	25	▲188	27	3	25	▲188	27	3	25
②-①	401	105	6	11	418	129	9	22	424	138	11	31

南地区(1)

単位(人)	令和元年度(第1期)				令和2年度				令和3年度			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み① (予想園児数)	18	80	5	33	17	75	12	58	15	66	11	58
確保方策②	60	128	12	60	60	128	12	60	60	128	12	60
特定教育保育	60	128	12	60	60	128	12	60	60	128	12	60
地域型保育			0	0			0	0			0	0
認可外施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0
令和元年差					0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	42	48	7	27	43	53	0	2	45	62	1	2

南地区(2)

単位(人)	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み① (予想園児数)	14	65	11	53	14	63	10	51	14	62	10	49
確保方策②	60	128	12	60	60	128	12	60	60	128	12	60
特定教育保育	60	128	12	60	60	128	12	60	60	128	12	60
地域型保育			0	0			0	0			0	0
認可外施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0
令和元年差	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	46	63	1	7	46	65	2	9	46	66	2	11

■ 1号認定（幼稚園・認定こども園）【3歳～5歳】

家庭類型がタイプC'、D、E、Fの3歳～5歳が対象となり、ニーズ調査では、「幼稚園」又は「認定こども園」を利用したいと回答した人がここに含まれます。

令和2年度においては、市全体で1号認定の量の見込みは395人となっています。これに対する確保方策として、市全体で幼稚園及び認定こども園（教育）の定員を985人としており、量の見込みを大幅に上回っています。このため、令和3年度以降は、既存私立幼稚園（1園）の認定こども園移行により、定員を797人と188人削減する計画としています。

■ 2号認定（保育所・認定こども園）【3歳～5歳】

家庭類型がタイプA、B、C、Eの3歳～5歳が対象となり、ニーズ調査では、現在「幼稚園」を利用していない人で、今後「幼稚園」、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人を含みます。2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される人数については、第1期計画と同様に第1号認定に含めます。

令和2年度の量の見込みは、市全体で608人となっています。これに対する確保方策として、市全体で680人としており、量の見込みを72人上回っています。北地区では、令和3

年度以降は、既存私立幼稚園（1園）の認定こども園移行により2号認定の定員が27名増えるため、市全体の確保方策は707人となり、量の見込み144人上回ります。

■ 3号認定（保育所・認定こども園）【0歳】

家庭類型がタイプA、B、C、Eの0歳で、ニーズ調査では、今後「保育所」、「認定こども園」等を利用したいと回答した人を含みます。

令和2年度の量の見込みは78人となっています。これに対する確保方策として、市全体で76人としており、量の見込みを2人下回ります。0歳児に対しても、既存私立幼稚園（1園）の認定こども園移行により、定員3人が新たに確保できるため、市全体では令和3年度以降も継続して、確保方策が量の見込みを上回る予定です。

■ 3号認定（保育所・認定こども園）【1・2歳】

家庭類型がタイプA、B、C、Eの1・2歳で、ニーズ調査では、今後「保育所」、「認定こども園」等を利用したいと回答した人を含みます。

令和2年度の量の見込みは358人となっています。これに対する確保方策として、市全体での定員を337人としており、量の見込みを21人下回ります。1・2歳児に対しても、既存私立幼稚園（1園）の認定こども園移行により、定員18人が新たに確保でき又量の見込みも減少するため、市全体では令和3年度以降も継続して、確保方策が量の見込みを上回る予定です。

2 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

本市では、学校教育と保育の一体的提供に対して、第1期計画期間中においては、明德やちまたこども園1園のみでしたが、第2期計画では、令和3年度に既存私立幼稚園（1園）の認定こども園移行により、学校教育・保育の一体的提供を推進します。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本市では、子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行い、実施していきます。

4 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う幼児教育アドバイザーの配置に努めます。

5 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつつ、子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、教育・保育施設等に対する支援策を検討します。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 利用者支援事業

《事業の概要》

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等により地域連携を図る事業です。

〈八街市の現状〉

健康増進課、子育て支援課、地域子育て支援センターなどにおいて必要な情報提供や相談を行っています。

〈目標事業量〉

(か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

- ・既存施設において利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の提供、相談できる体制を整備します。
- ・令和2年度より、市役所内に子育て包括支援センターを設置し、保健師・助産師等を配置し、幼稚園や保育所、認定こども園等の利用をはじめ、子育て支援についての多様な情報提供や相談活動の拠点として位置付け、事業を推進します。

2 地域子育て支援拠点事業

《事業の概要》

保育所やこども園等の地域の身近な場所で乳幼児のいる子育て中の親子の交流の場や育児相談、子育てに関する情報提供などを実施し、子育ての孤立感や負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える取組みをする事業です。

- ・対象児童年齢…小学校就学前児童

〈八街市の現状〉

八街市では、市立実住保育園、私立生活クラブ風の村保育園八街、私立八街かいたく保育園、明德やちまたこども園「ほっとステーションたんぼぼ」の4園に地域子育て支援センターを設置しています。また、すべての保育所でにこにこ広場を実施し、遊戯室と園庭を開放しています。子どもの遊び場、保護者の情報交換の場として活用できます。

〈目標事業量〉

(人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10,411	10,557	10,705	10,855	11,007
②確保方策	10,411	10,557	10,705	10,855	11,007
②-①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

- ・ニーズ調査では、相談相手がいない状況が増加傾向にあるものの、フルタイムで就労する保護者が増えているため、利用人数は微増と見込み、現行体制を維持します。

3 妊婦健康診査

《事業の概要》

妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

〈八街市の現状〉

妊娠届出時に受診票 14 回分を交付し、医療機関において妊婦健康診査を行っています。

〈目標事業量〉

(人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	312	300	288	276	264
②確保方策	312	300	288	276	264
②-①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

- ・0歳児の推計人口を妊産婦数とみなし、妊産婦の100%が妊婦健康診査を受けるものとして見込みます。
- ・量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。

4 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問）

《事業の概要》

生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

〈八街市の現状〉

保健師・助産師・こんにちは赤ちゃん訪問員が家庭を訪問し、すべての新生児・乳児の養育に関する相談・指導、育児の悩み等の相談を行っています。

〈目標事業量〉

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	312	300	288	276	264
②確保方策	312	300	288	276	264
②－①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

- ・ 0歳児の推計人口を訪問する乳児家庭とみなし、乳児のいるすべての家庭の訪問を見込みます。
- ・ 量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。

5 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

《事業の概要》

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

〈八街市の現状〉

若年妊婦及び精神疾患を持つハイリスク妊婦への訪問や、こんにちは赤ちゃん訪問を通して支援の必要な対象者への指導・助言等を行っております。また、関係機関と連携を図りながら、早期発見・防止に努めています。

〈確保方策〉

- ・ 児童虐待に関する相談やこんにちは赤ちゃん訪問等により、児童の養育について積極的に支援することが必要とされる家庭に対し、要保護児童対策地域協議会を中心として組織的な支援体制の整備を図ります。

6 子育て短期支援事業

《事業の概要》

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが困難になった場合に、一時的に養育・保護する事業です。

〈八街の現状〉

乳児院イーハトーブにおいて、生後6か月から3歳未満の乳幼児を対象に、7日間を限度に宿泊を伴う預かりに対応しています。

〈目標事業量〉

(人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	365	365	365	365	365
②－①	358	358	358	358	358

〈確保方策〉

- ・量の見込みは多くありませんが、緊急を伴う理由での利用の可能性も高いため、必要な場合はいつでも利用できる体制を確保します。

7 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

《事業の概要》

乳幼児や小学生等の子育てしている保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

〈八街市の現状〉

八街市社会福祉協議会において、サービスを利用する「利用会員」への入会説明会、サービスを提供する「提供会員」への講習会開催及び会員間のコーディネートを行っています。

〈目標事業量〉

(回/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,277	1,303	1,330	1,352	1,385
②確保方策	1,277	1,303	1,330	1,352	1,385
②-①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

- ・「利用会員」増加に向けた周知及びさらなる「提供会員」の確保により、安定的なサービス提供が継続できるよう事業を推進します。

8 一時預かり事業

(1) 幼稚園等での預かり保育（在園児対象）

《事業の概要》

幼稚園等（認定こども園については1号認定）在園児を対象とし、通常の教育時間の前後等において一時預かり（預かり保育）をする事業です。

- ・対象児童年齢…3～5歳

〈八街市の現状〉

八街市では、私立幼稚園で預かり保育を実施しています。

〈目標事業量〉

(人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（1号認定）	1,290	1,249	1,209	1,171	1,133
②確保方策	1,290	1,249	1,209	1,171	1,133
②-①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

- ・ 幼児教育無償化に伴い、利用希望が増加する可能性もありますが、幼稚園利用者が減少してきており、サービス提供は確保できます。

(2) 幼稚園以外での一時預かり（在園児以外）

《事業の概要》

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所等において一時的に預かる事業です。

- ・ 対象児童年齢…0～5歳

〈八街市の現状〉

八街市では、保育所・幼稚園に入園していない児童を対象に、市立実住保育園、市立朝陽保育園、市立二州第一保育園、私立生活クラブ風の村保育園八街、私立八街かいたく保育園、私立明德やちまたこども園で一時保育事業を実施しています。

〈目標事業量〉

(人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,808	3,427	3,084	2,776	2,498
②確保方策	4,996	4,996	4,996	4,996	4,996
②－①	1,188	1,569	1,912	2,220	2,498

〈確保方策〉

- ・ 保育園における一時預かり事業と認定こども園における一時預かり事業を合わせ確保します。

(人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市立実住保育園	1,598	1,598	1,598	1,598	1,598
市立朝陽保育園	1,357	1,357	1,357	1,357	1,357
市立二州第一保育園	658	658	658	658	658
私立生活クラブ風の村保育園八街	445	445	445	445	445
私立八街かいたく保育園	588	588	588	588	588
私立明德やちまたこども園	350	350	350	350	350
計	4,996	4,996	4,996	4,996	4,996

9 延長保育事業

《事業の概要》

通常の利用日や利用時間以外に保育所や認定こども園等が在園児をお預かりする事業です。

- ・ 対象児童年齢…0～5歳

〈八街市の現状〉

八街市では、すべての市立保育所で朝7時から夕方7時まで、私立保育所で朝7時から夜8時までの保育を実施しております。

〈目標事業量〉

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	278	274	273	270	270
②確保方策	278	274	273	270	270
②-①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

- ・利用実績に合わせた延長保育のさらなる拡充に努めます。

10 病後児保育事業（病児保育事業）

《事業の概要》

児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育する事業です。

- ・対象児童年齢…生後6か月から小学校3年生までの児童

〈八街市の現状〉

乳児院イーハトーブ病後児保育室「キュア」において、月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで利用できます。

〈目標事業量〉

(人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	676	642	615	588	569
②確保方策	780	780	780	780	780
②-①	104	138	165	192	211

〈確保方策〉

- ・受入人数として、児童3人×5日×52週=780人/年とした。

11 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

《事業の概要》

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後、学校の余裕教室などにおいて適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。

〈八街市の現状〉

小学校区域ごとに14カ所の児童クラブを設置し、実施しています。

児童クラブを利用する場合には、基本的には同じ小学校区域内の児童クラブへの入所になるため、入所希望者が多く待機児童が発生する児童クラブと定員に余裕のある児童クラブが混在しています。

児童クラブ一覧（令和元年12月1日現在）

	名称	定員（人）
1	第一八街児童クラブ	40
2	第二八街児童クラブ	40
3	第一実住児童クラブ	50
4	第二実住児童クラブ	50
5	八街北児童クラブ	45
6	第一川上児童クラブ	40
7	第二川上児童クラブ	40
8	第一朝陽児童クラブ	60
9	第二朝陽児童クラブ	40
10	交進児童クラブ	45
11	二州児童クラブ	40
12	笹引児童クラブ	40
13	沖児童クラブ	30
14	八街東児童クラブ	50
合計		610

※八街東児童クラブについては、1、2年生のみとなり、3年生以上は八街児童クラブ（第一、第二）での実施となります。

〈目標事業量〉

（人）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量 の 見 込 み	1年生	154	156	158	156	156
	2年生	143	145	146	146	145
	3年生	80	81	81	81	80
	4年生	50	51	51	51	51
	5年生	18	18	18	18	18
	6年生	5	5	5	5	5
	合計	450	456	459	457	455
②確保方策		610	610	610	610	610
②－①		160	154	151	153	155

〈確保方策〉

小学校により待機児童の状況が異なるため、各校区に応じた確保を実施します。第1期計画期間において、定員増となった児童クラブが6か所あり、市全体では、量の見込みを上回る確保が可能になっています。さらに、令和元年12月には第一朝陽児童クラブの定員が60人に増加し、市全体の定員は610人になりました。児童クラブによっては、時期的に利用希望が集中する状況もあるため、既存登録者の利用状況や利用希望者の家庭状況を把握し、待機児童のないよう調整を進めます。また、夏休み等の長期休暇時のみの利用希望者により定員を超えるような場合には、近隣小学校区域との調整を図り、待機児童がいないように努めます。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業の概要》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

〈八街市の現状〉

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する世帯収入360万円未満及び第3子以降の施設利用認定子どもに対し、施設等が徴収する副食材料費の助成を実施します。また、今後国の動向に応じ対象者に対して助成の検討を進めます。

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

《事業の概要》

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

〈八街市の現状〉

国において検討中のため、国や県、近隣市町村の動向によって実施の検討をしていきます。

第5節 学童期における子どもの放課後の居場所づくり

本市では、放課後の子どもに対する施策として、基本方針2「子育て家庭と親の育ちを支えるまち」の基本目標①子育ての支援、基本施策「児童の健全育成」に基づき、「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実」、「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備」、「放課後子ども教室の整備」、「教育委員会と首長部局の連携の推進」、「児童クラブ指導員の資質の向上」、「子どもたちが安全に安心して過ごせる場づくりの推進」に取り組んでいます。今後、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」で示された各項目に対し、以下のよう

1 事業目標について

「新・放課後子ども総合プラン」の最終年度（令和5年度）までの事業目標は下記のとおりです。

	事業内容	令和5年度までの事業目標
1	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備	積極的に増設し、互いに連携して児童が様々な体験学習ができるよう努めます。
2	放課後子ども教室の整備	積極的な増設整備に努めます。

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する方策について

「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブの役割として、「単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。」とされています。これに示されるような、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の円滑な推進に向けて、以下のような方策のもと、各種取組みを推進していきます。

	項目	実施内容
1	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	児童クラブの支援員と子ども教室の支援員が定期的に情報交換を行い、児童の状況等を共有します。すべての子どもが放課後を安全に過ごすことのできる環境を整えるため運営委員会を設置します。
2	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	教育委員会と福祉関係部署の間で協議し、学校施設の利用を促進します。
3	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、教育委員会と福祉部局は放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組みます。
4	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	放課後子ども教室開始前に保護者の相談に応じる時間を設けるなど、子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう努めます。
5	地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み	各放課後児童クラブの実情に応じた開所時間の延長に向けた検討・調整を進めます。
6	放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	研修や個別の指導及び先進事例の検討等を通じて、支援員や運営主体の資質向上を図ります。
7	放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等	放課後児童クラブの育成支援の内容を自治会や子ども会と連携し、継続的に利用者や地域住民に周知していくための取り組みを行います。

3 児童館の整備について

本市では、放課後の子どもに対する施策として、放課後児童クラブと放課後子ども教室だけでなく、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童館を令和2年度末完成予定で整備を進めています。児童館では、子どもの成長支援等を行う児童厚生員を配置し、本市の豊かな自然を生かしながら、多くの人々との交流や様々な創作活動等をとおして、子どもが安心して過ごせる居場所となるように努めます。

基本方針

- 1 子ども自身の育ちを支えるまち
- 2 子育て家庭と親の育ちを支えるまち
- 3 子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支えるまち

基本方針1 子ども自身の育ちを支えるまち

1. 質の高い教育・保育の総合的な提供

幼児期の学校教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育や保育の安定的な提供に努めます。

(1) 教育・保育施設の充実

既存の教育・保育施設を最大限活用しながら、多様な教育・保育ニーズに対応するための基盤を確保し、待機児童の解消を図るため、地域性を踏まえながら、認定こども園や地域型保育事業等の保育施設の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
1	認定こども園の充実	すべての子どもに教育及び保育の総合的な提供を行うこども園の充実に努めます。具体的には、第1期計画中の1園整備に続き、第2期計画では、令和2年度にさらに1園の整備する予定です。	子育て支援課
2	地域型保育事業の充実	3歳未満児を少人数で受け入れる小規模保育事業や家庭的保育事業を行うことで、きめ細かく対応できる保育の充実に努めます。	子育て支援課

(2) 保育サービスの充実

女性の就労率は今後ますます高まることが予想されることから、仕事と子育てが両立できるよう、利用者のニーズに即した多様な保育サービスの充実に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
3	教育・保育施設の整備	施設の計画的な整備を行うとともに、施設の安全性を確保し、保育サービスの充実に努めます。	子育て支援課 教育総務課
4	通常保育事業の充実	現状の受け入れ体制を維持しながら、適正な入所に努めるとともに、通常保育サービスの充実を図り保育の質を向上すべく保育士等の確保を進めます。	子育て支援課 (保育所) 図書館 総務課

No.	事業名	事業概要	担当課
5	延長保育事業の充実	現状の延長時間を維持しながら、ニーズに対応した延長保育サービスに努めます。	子育て支援課 (保育所)
6	休日保育事業の充実	休日保育サービスの充実と利用促進に努めます。	子育て支援課 (保育所)
7	障害児保育の充実	障害児の受け入れを進めるとともに、臨床心理相談員の生活指導を通して、個々の障がいに応じたきめ細かな保育サービスの充実に努めます。	子育て支援課 (保育所)
8	一時預かり事業の充実	保護者が週2～3日のパート就業や急病、育児疲れなどの理由で、子どもを預かる一時預かり事業については、利用者の増加に対応できるよう、受け入れ体制の充実に努めます。	子育て支援課 (保育所)
9	保育士等の資質向上	各種研修などを通じて保育士等の資質向上に努めます。	子育て支援課 (保育所)
10	待機児童の解消	通常保育事業の充実や一時預かり事業の充実・施設整備などを各種手法により、待機児童の解消を図ります。	子育て支援課 (保育所)

2. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、人生を拓く「確かな学力」、思いやりのある「豊かな心」、活力にあふれる「健やかな体」を育み、発達の段階に応じた「キャリア教育」、「地域とともに歩む学校づくり」を推進します。

(1) 「生きる力」を育む教育の推進

次代を担う子どもたちが自ら学び、思考し、表現する力を身につけ、豊かな人間性や社会性を育ていけるよう教育を推進します。

また、運動に親しみ、健康で安全な生活を実践する能力を育てていきます。さらに、言語活動と体験活動の充実を図るとともに、地域とともに歩む学校づくりを推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
11	確かな学力の向上	子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導方法の工夫やゲストティーチャーの活用を推進し、確かな学力の向上を図ります。	学校教育課
12	豊かな心の育成	道徳教育の推進や地域と学校との連携による奉仕・体験活動により、豊かな心の育成を図ります。	学校教育課
13	教育相談の充実	いじめや不登校のさまざまな問題に対応するため、スクールカウンセラーの活用や教職員の教育相談研修を充実します。 また、不登校傾向を示す児童生徒の指導に当たっては、校内適応指導教室と教育支援センターの連携を図りながら、学校教育相談員による家庭訪問により、不登校児童の学校復帰の支援と引きこもりの防止を図ります。	学校教育課
14	体育・健康教育の充実	体育・健康に関する指導を効果的に推進し、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、自らの健康を適切に管理できる能力を育成します。	学校教育課
15	信頼と特色ある学校づくり	児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、学校評議員制度の活用や地域の実情に応じた特色ある学校づくりを推進します。	学校教育課
16	体験学習などの教育内容の充実	自然体験活動、環境教育、福祉教育等の地域に根ざした体験学習の充実に努めます。	学校教育課

No.	事業名	事業概要	担当課
17	国際化に対応した教育の充実	各小中学校への英語指導助手の派遣事業により、英語能力の向上と実際に外国人とふれ合うことで外国の言葉や文化、日常生活に対する興味や関心を高め、豊かな国際感覚と国際協調の育成に努めます。	学校教育課
18	学校施設の整備	特色ある学校教育や教育環境の向上のため、学校施設・設備の改修・整備を推進します。	教育総務課
19	幼児教育（保育）の充実	集団生活の中で、豊かな人間性を持った子どもの育成ができるよう、幼稚園・保育所・こども園の保育内容を充実していくとともに、就学前児童を教育・保育する施設として、幼稚園・保育所・こども園の教育機能の向上を図ります。 また、図書館司書やボランティアなどを活用し絵本を中心としたおはなし会や読み聞かせなどを実施します。	子育て支援課 （保育所） 教育総務課 学校教育課 （幼稚園） 図書館
20	幼・保・小・中・高等学校連携教育の推進	教育の一貫性を図るため、幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校・高等学校の教育、保育内容等についての交流・連携を推進します。	子育て支援課 （保育所） 学校教育課 （学校） （幼稚園）
21	特別支援教育の充実	特別支援学級の整備・充実を進め、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に努め、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進を図ります。	学校教育課

（２）家庭や地域の教育力の向上

家庭の教育力向上を目的に、家庭教育講演会や家庭教育学級などを通して、子育てに必要な学習機会や情報の提供に努めます。また、地域全体で子どもを育てるという視点から、さまざまな体験活動の場や交流機会への取組みを支援します。

No.	事業名	事業概要	担当課
22	家庭教育の学習機会と情報の提供	家庭教育学級などを通じて、子育てに関する知識や技術を身に付ける学習を推進し、子どもを取り巻く社会状況等への理解を深めるとともに、親同士の交流を図ります。 また、家庭教育に関する情報提供を充実し、意識の高揚を図ります。	社会教育課

No.	事業名	事業概要	担当課
23	育て八街っ子事業の充実	児童生徒一人ひとりの夢や希望を育む教育のあり方について、各学校・家庭・地域が相互に連携し、総合的な教育実践事業を推進します。	学校教育課
24	地域活動への子どもの参加促進	地域での行事、スポーツ活動など、さまざまな地域活動を通じて異年齢児との交流や世代間の交流を実現し、人との関わりを積極的に推進します。 また、関係団体との連携を強化し、活動の活性化を図ります。	社会教育課 スポーツ振興課

(3) 次代の親の育成

男女共同意識の普及定着を図るとともに、将来、親となるために必要な母性や父性への理解や命の大切さなどについての学校教育を推進します。

また、子どもを生き育てることや命の大切さを理解することができるよう、直接、乳幼児とふれあい、交流する取組みを推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
25	乳幼児とふれあう場づくりの推進	幼稚園・保育所において、中学生の職場体験や高校生のボランティア活動の受け入れを拡大し、中高生が直接乳幼児とふれあい交流する場づくりを推進します。	子育て支援課 (保育所) 学校教育課 (幼稚園)

基本方針 2 子育て家庭と親の育ちを支えるまち

1. 子育ての支援

子育ての基本は家庭にあります。しかし、少子化や核家族化が進み、家庭における子育て機能が変化していくなかで、未来の社会を支える子どもたちの健全な育成は、社会全体で支援していく必要があります。こうしたことから、行政だけではなく、市民、ボランティア団体などあらゆる団体や個人が地域活動の担い手となり、それらが連携し合う仕組みづくりに努めます。

また、すべての子育て家庭に対して、子育てに関する的確な情報や交流の場の提供を図るとともに、子育てをしている親が安心して働くことができるよう、保育サービス等の充実に努めます。

(1) 子育て支援サービスの充実

地域子育て支援センターを中心に、子育てをしているすべての親が気軽に集い、相談などができる場を増やすとともに、高齢者と子どもなど、世代間の交流機会の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
26	地域子育て支援センター事業の充実	市立実住保育園と私立生活クラブ風の村保育園八街と私立八街かいたく保育園及び明德やちまたこども園内に併設された地域子育て支援センターが、多くの市民に利用されるよう、利用方法の改善を検討するとともに、ボランティア団体との連携を図り、気軽に利用できる支援センターを目指します。	子育て支援課 (各保育所内 地域子育て支援センター)
27	保育所・幼稚園での子育て支援	保育所におけるにこにこ広場や相談事業の充実と保育所・幼稚園の園庭開放事業の拡大により、子育て支援の活動を推進します。 また、ボランティアの受入れを増やす体制を整え、地域の人材等を積極的に活用するとともに、各関係機関との共通理解を深め、より一層の育児不安解消と仲間づくりを進めます。	子育て支援課 (保育所) 学校教育課 (幼稚園)
28	地域子育て支援拠点の整備	子育て中の親子が気軽に集い、友だちづくりや相談しあえる場としての拠点の整備を図ります。	子育て支援課 (地域子育て支援センター)

No.	事業名	事業概要	担当課
29	世代間ふれあい交流事業の充実	園児と地区の高齢者との世代間ふれあい交流事業を推進するとともに、小学生の子どもたちとも交流できるよう推進します。	子育て支援課 (保育所) 学校教育課 (幼稚園) 老人福祉センター
30	みんなでチャレンジ事業の充実	親子で楽しみながら、スポーツ、制作、料理等にチャレンジし、体験活動を通じて親と子や、地域の人たちとのふれあいを推進します。	中央公民館
31	幼児期からの読書支援	0～1歳向け、2～3歳向けの親子を対象におはなし会を開催し、親子で一緒にわらべうたと絵本の読み聞かせを楽しむことによって、親子のふれあいや幼児期からの読書習慣が身につくよう支援します。	図書館
32	「はいはいよちよちおはなし会」の推進	10 か月児乳児相談に参加した赤ちゃんと保護者の方に、わらべうたや絵本の読み聞かせ、幼児向けブックリストの配布など、赤ちゃんと一緒に楽しい時間を持ち、親子の絆を深めてもらう事業を推進します。	子育て支援課 図書館 健康増進課
33	ファミリー・サポート・センター事業の推進	乳幼児や小学生等を子育てしている保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業を推進します。	子育て支援課

(2) 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
34	地域における相談体制の充実	民生委員・児童委員との協力体制の強化を図り、児童相談所、学校等との連携のもと、地域における相談や支援活動の充実に努めます。	子育て支援課
35	地域に開かれた幼稚園・保育所の利用の促進	幼稚園・保育所を地域に開かれたものとし、地域における子育て相談機関として支援するとともに、関係機関との連携に努めます。	子育て支援課 (保育所) 学校教育課 (幼稚園)
36	社会福祉協議会との連携	親子が気軽に集える憩いの場において、ボランティア団体と連携し、子育て支援を推進します。	子育て支援課 社会福祉協議会
37	地域における子育て支援の実施	地区社会福祉協議会が、地区の公民館などで様々な遊びを通じて、子どもや母親などの交流を広げる場として子育てサロンを開催しています。	社会福祉協議会

(3) 子育て情報の提供と相談の場づくり

子育て家庭に対して、子育て支援サービスに関する的確な情報を提供するとともに、育児についての悩みや不安を少しでも減らせるよう気軽に相談ができる体制の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
38	乳幼児の健康相談事業の推進	子どもの成長発達・育児に関する相談に応じ、乳幼児期の不安軽減、健康増進を図ります。 乳児相談・すくすく相談・離乳食相談等	健康増進課
39	家庭児童相談室の充実	子どもや家庭に関わる相談に対応して、訪問・指導等を行う家庭児童相談室の充実に努めます。	子育て支援課
40	教育相談等の充実	不登校・いじめ等、児童生徒に関する問題の相談に応じ、訪問・支援等を行う教育相談等の充実に努めます。	学校教育課
41	ひとり親家庭等への相談体制の充実	ひとり親家庭の子どもたちが健やかに過ごせるよう、ひとり親家庭の親への相談や支援活動の充実に努めます。	子育て支援課
42	子育て情報の提供	広報やちまたや市ホームページのほか、関係機関等を通じて、子育て情報の提供に努めるとともに、相談窓口の啓発を図ります。	子育て支援課

(4) 児童の健全育成

児童が地域のなかで自由に遊び、安全に過ごすことのできる居場所づくりや、社会性を身に付け、生きる力を創出する交流・体験事業を推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
43	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実	令和5年度までに、全小学校区の90%の児童クラブの学校内での実施を目指します。	子育て支援課
44	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備	令和5年度までに、学校内及び学校隣接の一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の積極的な増設整備を目指します。	子育て支援課 社会教育課
45	放課後子ども教室の整備	令和5年度までに、全小学校区の90%に放課後子ども教室を整備することを目指します。	社会教育課

No.	事業名	事業概要	担当課
46	教育委員会と首長部局の連携の推進	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関し、共通プログラムの企画段階から、定期的な打合わせの場を設けます。 また、小学校の余裕教室等の活用に関しては、教育委員会と首長部局が円滑に事務を進めるための協議を行います。	子育て支援課 社会教育課
47	児童クラブ支援員の資質の向上	支援員の資質向上のため、情報交換や研修会等への参加を推進し、子どもの心身の健全な育成を図ります。	子育て支援課
48	子どもたちが安全に安心して過ごせる場づくりの推進	放課後子ども教室などを各地域で実施できるように、コーディネーターやボランティアの養成を支援します。 また、集団生活のなかで社会性を養う通学合宿を実施します。	社会教育課
49	学習機会や情報の提供	小学3～6年生を対象に、夏休み子ども科学講座を開催し、科学(科学書)についての興味や関心を持たせ、読書活動を推進します。また、放課後児童クラブに対し図書(団体貸し付けやおよこサロン「ひまわり」など)でのおはなし会を行います。	図書館 子育て支援課
50	児童館の整備	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童館を令和2年度末完成予定で整備を進めています。	子育て支援課

(5) 経済的負担の軽減

子育てに関するニーズ調査結果では、子育てに関して経済的負担が大きいと感じている親が多くみられることから、子育てにかかる経済的負担を少しでも減らせるよう、経済的な支援の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
51	各種手当等の周知	広報やちまたや市ホームページ等を通じて、各種手当の支給、子ども医療費助成等の諸制度の周知を図ります。	子育て支援課 健康増進課
52	子育てのための施設等利用給付の実施	教育・保育給付の対象外である幼稚園(新制度未移行幼稚園)、認可外保育園、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等の利用に係る利用者負担額に対する給付を行います。利用に際する認定(保育の必要性の認定)も実施します。	子育て支援課

2. 母子保健の充実

すべての子どもの健やかな成長や健康を支援するため、母子保健施策を充実させ、安心して子どもを生み、ゆとりを持って子育てができる家庭や地域の環境づくりを推進します。

食習慣の乱れが子どもの心と身体の健康問題に大きく関係していることから、健康を基本とした豊かな食生活を営むことができるよう、食育を推進し、思春期を迎える次世代の健康を保つため、学校保健と連携しながら、発達段階に応じた学習、指導、相談の充実に努めます。

(1) 妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠・出産・乳幼児期における各種健康診査や予防接種、保健指導の充実を図るとともに、情報の提供や適切な助言を行うことにより、心理的な負担の軽減につながる相談・支援体制を確立します。

No.	事業名	事業概要	担当課
53	母子健康手帳の交付と妊婦への個別支援	令和2年度に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築していきます。母子健康手帳交付時に、保健師、助産師等の専門職による全ての妊婦への面接を行い母子保健サービス等の情報提供をするとともに、支援プランを作成し、ハイリスク妊婦への個別支援の充実に努めます。	健康増進課
54	母親学級の充実	妊娠・出産・育児について学び、妊娠中からの仲間づくりや父親と母親が協力しあって楽しく子育てに関われるように支援します。 また、妊婦同士の交流の促進と妊産婦の孤立化の防止に努め、育児不安の解消につなげます。 ママになろう！ハッピールーム	健康増進課
55	母親の心身のケアおよび産後ケアの支援体制の充実	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の充実に努めます。 産後ケア、ママのこころの相談室	健康増進課

No.	事業名	事業概要	担当課
56	産婦・新生児訪問及びこ んにちは赤ちゃん訪問の 充実	産婦に対して必要な訪問指導を行い、疾 病の予防や正しい知識の普及に努めま す。 また、新生児に対して、発育・発達の確 認や育児に対する助言を行うことで、養 育者の育児不安の解消や、児の健やかな 成長につなげます。	健康増進課
57	乳児相談の充実	子どもの発育・発達を確認するとともに、 必要に応じて適切な支援につなげるよう 充実を図ります。 また、適切な育児の周知のために、集団・ 個別での支援を行います。 4か月乳児相談・10か月乳児相談・すく すく相談	健康増進課
58	乳幼児期の栄養・歯科指 導の充実	乳幼児の正しい食習慣やブラッシング方 法を学ぶことで、育児不安の軽減を図り、 子どもの健やかな発育・発達につなげま す。 また、月齢・発達に見合った食物の選択 や調理法を指導するとともに、幼児期に は、生活リズムと合わせた基礎的な食習 慣を身につける必要性を伝え、家族全体 での食生活の充実につなげます。 保育所・幼稚園を巡回し、歯と口の健康 づくりについて理解し、身につけていけ るように支援を行います。 子どもの「食」教室・ピカピカ教室	健康増進課
59	幼児健康診査の充実	子どもの発育・発達の確認をするととも に、疾病等の早期発見に努めます。 また、適切な育児の周知のために、集団・ 個別での支援を行うとともに、子どもの 発達に応じ、専門相談や継続的な支援に つなげます。 1歳6か月児健康診査・2歳児歯科健康 診査・3歳児健康診査	健康増進課
60	育児相談・療育指導の充 実	乳幼児の成長、発達の観察とそれらに応 じた適切な相談・指導の充実に努めます。 あそびの教室・親子相談	健康増進課
61	定期予防接種の推進	ヒブ・小児用肺炎球菌・4種混合ワクチ ン等の定期接種を安全かつ確実に実施で きるよう対象者に周知し、未接種者への 接種勧奨に努めます。	健康増進課

(2) 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図り、食を通じた豊かな人間形成や家族関係づくりにつながるよう、食育活動を推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
62	食育の推進	乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行います。	農政課 健康増進課 学校教育課 子育て支援課

(3) 思春期保健対策の充実

子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな母性、父性を育む教育を展開できるよう、関係機関が連携を図りながら、思春期における健康教育の実施や啓発・周知を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
63	小中連携生命（性）の教育の推進	学校教育において、発達段階に応じ、家庭・学校・地域が各々持っている力を連携し、生命の尊さを学び、自他の生命を大切にしようとする心を育て、望ましい人間関係を築くことができる児童・生徒の育成を目指します。	学校教育課 健康増進課
64	喫煙や飲酒、薬物に関する教育の推進	学校教育において、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止に対する教育を、学校ごとの全体計画に基づいて、専門有識者の協力を得ながら推進します。	学校教育課

基本方針3 子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支えるまち

1. 要保護児童へのきめ細かな取組みの推進

児童虐待の予防や早期発見、早期対応を図ることを目指し、児童虐待への社会的関心を高めるため、市民に対する啓発活動を推進するとともに、子どもに関わる機関での相談体制や連携の強化を図ります。

また、増加しているひとり親家庭への支援を充実し、生活の安定と自立の促進に努めるとともに、家庭での養育が困難な子どもに対して、児童相談所やその他の関係機関が連携して養育を支援する社会的養育体制の整備を進めます。

さらに、保育所や幼稚園、学校での障害児の受け入れを推進し、様々な障がい特性に応じたきめ細かな対応ができるよう、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与える子どもに対する最も重大な人権侵害です。

虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、要保護児童等対策地域協議会を中心とした関係機関との連携によるネットワークづくりの推進を図ります。また、子ども家庭総合支援拠点の設置を目指し、児童虐待防止の強化を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
65	児童虐待防止に関する啓発	児童虐待への社会的関心を高めるとともに、地域において子どもの様子に気を配ることができるよう、児童虐待防止に関する啓発と相談・連絡窓口の周知を図ります。	子育て支援課
66	相談活動の充実	乳幼児健診時における育児相談や子育て支援センターの相談事業、家庭児童相談室への相談などを通じて、育児負担解消のための積極的な取組みを推進します。また、民生委員・児童委員、主任児童委員への児童相談、援助活動に関する知識を深めるための研修を行い、その資質向上を図ります。	子育て支援課

No.	事業名	事業概要	担当課
67	要保護児童対策地域協議会活動の充実	要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、児相・警察・保健所・社会福祉協議会・医師会・民生委員児童委員協議会及び市役所関係各部署等の関係機関で情報を共有し、連携を図りながら、虐待の早期発見・防止に努めます。	子育て支援課
68	子ども家庭総合支援拠点の整備	児童虐待防止に向けて、家庭児童相談室の機能を核として、支援拠点の機能を拡充し、子ども家庭総合支援拠点の整備を目指します。また、相談支援体制、関連機関連携体制の構築により、速やかな対応を進め、児童虐待の防止に努めます。	子育て支援課

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親の家庭は、子育てをするうえで経済的・社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの課題を抱えています。ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、相談体制の充実、経済的な支援を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
69	相談体制の充実	自立に必要な情報提供や、ひとり親家庭の親に対する職業能力の向上、求職活動の支援の充実に努めます。	子育て支援課
70	経済的支援の充実	ひとり親家庭への医療費の助成や児童扶養手当の支給等により、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

(3) 障害児施策の充実

妊婦や乳幼児期の健診の充実を図り、発達の遅れや障がいの早期発見に努め、保健・医療・福祉・教育関係機関が連携を図りながら、一貫した療育指導や相談体制の充実に努めます。また、保育所、幼稚園、学校での支援体制の充実に努めます。さらに、自閉症や学習障がいといった発達障がいへの意識啓発に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
71	一貫した療育体制の確保	障がいのある又はあると思われる子どもに対する連続した支援体制の維持、拡充を推進し、一貫した療育体制の確保に努めます。 また、成長の記録や相談機関、学校等における支援などをひとつのファイルにまとめたライフサポートファイルを活用し、児童の発達を支援します。	簡易マザーズホーム つくし園 障がい福祉課 学校教育課

No.	事業名	事業概要	担当課
72	関係機関の連携強化	児童相談所、医療機関、近隣市町村等の広域的連携を強化し、子どもの成長にあった指導・訓練が円滑に進められるよう努めます。	関係各課
73	幼稚園の充実	特別支援教育コーディネーターの役割を担う教員を配置し、組織的に教育を推進します。 また、個別の指導計画、教育支援計画の作成により、計画的な体制整備に努めます。	教育総務課 学校教育課 障がい福祉課
74	保育所の充実	障がいや子どもの発達に応じた保育を行うため、関係機関との連携を図るとともに、加配保育士の配置や保育士の研修に努めます。また、臨床心理相談員による巡回指導に努めます。	子育て支援課
75	児童クラブの充実	障がいのある子どもからの児童クラブ利用希望がある場合、必要に応じて支援員を加配するとともに、施設設備について配慮するなど、可能な限り対応に努めます。	子育て支援課
76	放課後等デイサービスの充実	障がいのある又はあると思われる児童・生徒に放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、自立が促進できるよう努めます。	障がい福祉課
77	就学相談の充実	県立特別支援学校や市内小学校との連携を図り、適正な就学が行えるよう相談支援に努めるとともに、就学後においても、県立特別支援学校、カウンセラー、学識経験者からなる特別支援教育専門家チームによる相談支援を進めます。	学校教育課 (学校) 障がい福祉課
78	学校教育の充実	児童生徒への支援体制の強化を図るため、特別支援教育支援員の中学校への配置を進めます。 また、特別支援教育コーディネーターを配置し、組織的に障がいのある子どもに対する教育支援を進めます。	学校教育課 (学校) 障がい福祉課
79	経済的負担の軽減	重度心身障害者（児）医療費助成や自立支援医療費についての情報提供を進め、医療費負担の軽減を図ることにより、健康の保持と生活の安定の確保に努めます。	障がい福祉課

(4) 子どもの貧困対策の充実

ニーズ調査結果（就学前児童）では、家庭の経済状況について「大変苦しい」、「やや苦しい」の合計が53.0%と過半数を超えており、子育て家庭における貧困問題への対策も求められています。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖しない社会を実現していくため、必要な環境整備と関係機関との連携を促進していきます。

No.	事業名	事業概要	担当課
80	相談・支援体制の機能充実と連携強化	問題のある家庭の早期発見と実態把握、個々の案件に応じた適切な支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点の整備を目指し、子どもや家庭に関する相談窓口の機能強化・相談支援体制の充実を図り、親の妊娠・出産から子どもの社会的自立まで、切れ目なくケアできるよう、関係機関・各相談機関で連携を行い、支援において実効性のあるネットワークの確保に努めます。	子育て支援課 関係各課

2. 子育てと仕事の両立のための支援

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会においてもいきいきと暮らし、安心して子どもを生み育てられる社会をつくるためには、男女が共に家庭における役割を担うことへの意識啓発を図るとともに、すべての市民が生活時間と仕事時間のバランスの取れた働き方の実現への支援を推進します。

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

子育てと仕事の両立を支援し、男女ともに充実した家庭生活を送ることができるよう意識啓発を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
81	学校教育での意識の啓発	「家庭科」で、家庭生活に関する基礎的な知識と理解を深めるとともに、必要な技術・実践的な態度を育てます。 また、男女共同した家庭のあり方についての教育を推進します。	学校教育課
82	男女共同参画計画の推進	八街市男女共同参画計画に基づき、すべての人が互いに人権を尊重し、平等な立場で、ともに参画できる社会を実現するため、「男女が互いに認め合いながら、すべての人が自己実現に向けて個性と能力を生かすことのできる社会」に向けた取組みを推進します。	企画政策課

(2) 多様な働き方への支援

仕事と生活の調和の実現については、地域の実情に応じ、多様な勤務形態の導入や人材の活用、業務の見直しによる仕事時間の縮減などの普及に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
83	育児休業制度等の普及啓発	情報提供を通して、子育てと仕事の両立に関する周知・啓発を図ります。	商工観光課
84	女性の再就職の支援	女性の再就職に関する相談機関の紹介や情報提供に努めます。	商工観光課

第5章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

1 関連機関との連携

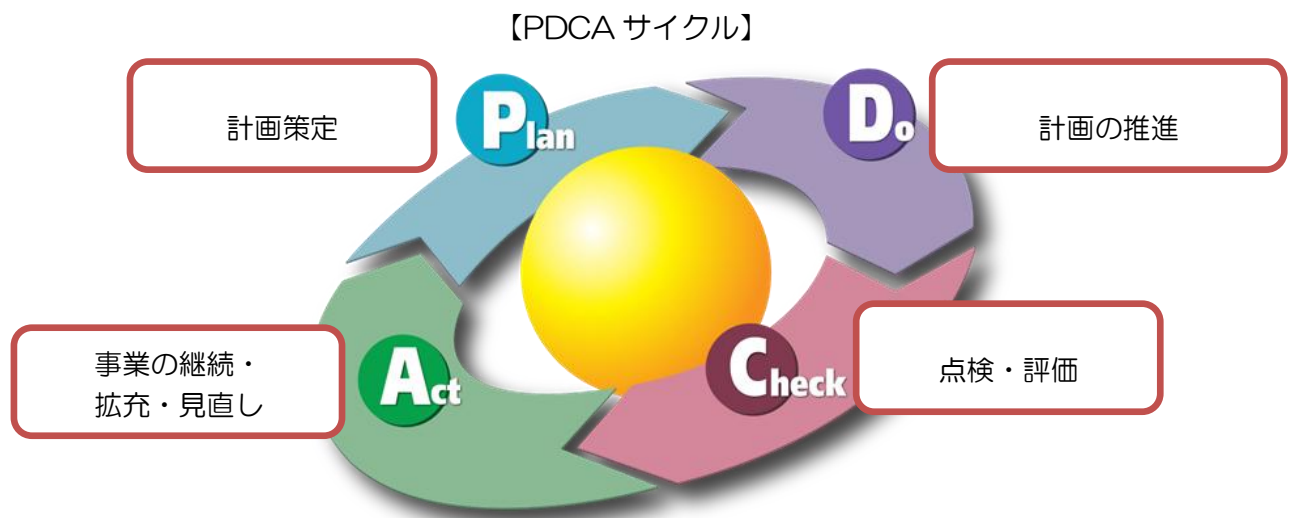
本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民をはじめ、地域、学校、NPO法人、社会福祉協議会、ボランティア、企業・事業者などの関係機関・団体等の協力が必要不可欠です。このため、市民他関係機関・団体等と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、教育・保育関係者等から構成する「八街市子ども・子育て会議」において議論を行ってきました。

当会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査・審議する場に位置付けられているため、計画策定後も当会議において、各施策の進捗状況を把握し、点検・評価を継続的に実施することにより、PDCAサイクルに基づく進行管理を実施します。評価にあたっては、庁内関係部署による内部評価に加え、外部評価による公正な評価の仕組みを導入しています。

なお、教育・保育事業及び地域子育て支援事業の計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画を見直し、必要に応じて一部改定を行うこととします。



第1節 八街市子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子どもの福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関として、八街市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に掲げる事務を処理すること。
- (2) 八街市子ども・子育て支援事業計画に関して審議すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定により児童福祉に関する審議会が調査審議する事項その他法令の規定により当該審議会の権限に属する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの福祉に関すること。
- (5) 前各号に掲げる施策及び事務に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (5) 市民

3 市長は、前項第5号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民部子育て支援課において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則 (平成26年9月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

第2節 第2期八街市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

日程	主な内容
【第11回】 令和元年7月29日	【議題】 ①（仮称）八街市公園前児童館建設計画基本設計について ②児童クラブ新設について ③その他 ・幼児教育無償化について ・第2期八街市子ども・子育て支援事業計画の策定について
【第12回】 令和元年11月11日	【議題】 ①第2期八街市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について ②子ども・子育て支援事業計画・関連施策・事業の実施状況及び今後の方針について
【第13回】 令和2年1月27日	【議題】 ・第2期八街市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年2月3日～ 令和2年3月4日	パブリックコメント実施 ・第2期八街市子ども・子育て支援事業計画（案）
【第14回】 令和2年3月26日 （書面協議）	【議題】 ・第2期八街市子ども・子育て支援事業計画の承認

第3節 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略；順不同)

番号	区分	氏名	所属	任期
1	学識経験を有する者	粟飯原 雄三	元市立中学校長	H29. 12. 1～R1. 11. 30 R1. 12. 1～R3. 11. 30
2		大石 忠男	元市立小学校長	R1. 12. 1～R3. 11. 30
3		松浦 俊弥	淑徳大学 教授	H29. 12. 1～R1. 11. 30
4	関係団体に属する者	岩間 進	八街商工会議所 事務局長	H29. 12. 1～R1. 11. 30 R1. 12. 1～R3. 11. 30
5		大塚 文子	主任児童委員	H29. 12. 1～R1. 11. 30
6		山元 恭子	主任児童委員	R1. 12. 1～R3. 11. 30
7		綿貫 敏宏	社会福祉協議会 事務局長	H29. 12. 1～R1. 11. 30 R1. 12. 1～R3. 11. 30
8	子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	石川 晶子	私立生活クラブ風の村保育園 八街園長	H29. 12. 1～R1. 11. 30 R1. 12. 1～R3. 11. 30
9		薄永 裕美	私立八街すずらん幼稚園長	H29. 12. 1～R1. 11. 30 R1. 12. 1～R3. 11. 30
10		大溝 太郎	私立八街泉幼稚園長	H29. 12. 1～R1. 11. 30 R1. 12. 1～R3. 11. 30
11		内藤 晃	私立八街かいたく保育園長	H29. 12. 1～R1. 11. 30 R1. 12. 1～R3. 11. 30
12		中村 八重子	私立八街文化幼稚園長	H29. 12. 1～R1. 11. 30 R1. 12. 1～R3. 11. 30
13	子どもの保護者	伊藤 知佳子	公立幼稚園父母代表	R1. 7. 29～R1. 11. 30 R1. 12. 1～R3. 11. 30
14		松井 美紀	公立幼稚園父母代表	H29. 12. 1～R1. 7. 28
15		角田 美夏	公立保育所父母代表	R1. 12. 1～R3. 11. 30
16		沢井 翔子	公立保育所父母代表	H29. 12. 1～R1. 11. 30
17		白井 真理子	私立保育所父母代表	H29. 12. 1～R1. 11. 30
18		蒔田 鈴加	私立保育所父母代表	R1. 12. 1～R3. 11. 30
19	市民	秋山 幸公子	市民（公募）	H29. 12. 1～R1. 11. 30 R1. 12. 1～R3. 11. 30
20		小林 茂	市民（公募）	H29. 12. 1～R1. 11. 30
21		土屋 登志子	市民（公募）	R1. 12. 1～R3. 11. 30

第2期八街市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集 八街市市民部子育て支援課

発行 八街市

〒289-1192 千葉県八街市八街ほ 35-29

電話 043-443-1693

E-mail kosodate@city.yachimata.lg.jp
